

官報

号外 平成七年二月七日

○第百三十二回 衆議院會議録 第四号

平成七年二月七日(火曜日)

午後五時 本會議

○本日の會議に付した案件

兵庫東南部地震の災害対策に関する決議案(中村正三郎君外十八名提出)

兵庫東南部地震に關し國際的支援に對する感謝決議案(中村正三郎君外二十名提出)

議員請願の件

裁判官彈劾裁判所裁判員辭職の件

裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選舉

裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員の順序

裁判官彈劾裁判所の選舉

裁判官彈劾裁判所の予備員の順序

裁判官彈劾裁判所の予備員の順序

國土開發幹線自動車道建設審議會委員の選舉

國會等移転調査委員會の選舉

平成六年度一般會計補正予算(第一号)

平成六年度特別會計補正予算(特第一号)

平成六年度政府關係機關補正予算(機第一号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁船再保險及漁業共済保險特別會計における漁業共済に係る保險金の支払財源の不足に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出)

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に關する法律案(大蔵委員長提出)

青年の就業促進のための資金の貸付け等に關する特別措置法案(内閣提出)

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農業に關する技術の研究開発の促進に關する特別措置法案(内閣提出)

農業經營基盤強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後五時七分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

○山本有二君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。

中村正三郎君外十八名提出、兵庫東南部地震の災害対策に關する決議案及び中村正三郎君外二十名提出、兵庫東南部地震に關し國際的支援に對する感謝決議案の両案は、いずれも提出者の要求のとおり、委員會の審査を省略して一括上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

兵庫東南部地震の災害対策に關する決議案

(中村正三郎君外十八名提出)

兵庫東南部地震に關し國際的支援に對する感謝決議案(中村正三郎君外二十名提出)

○議長(土井たか子君) 兵庫東南部地震の災害対策に關する決議案、兵庫東南部地震に關し國際的支援に對する感謝決議案、右両案を一括して議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。中村正三郎さん。

兵庫東南部地震の災害対策に關する決議案
兵庫東南部地震に關し國際的支援に對する感謝決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔中村正三郎君登壇〕

○中村正三郎君 私は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけを代表いたしまして、ただいま議題となりました兵庫東南部地震の災害対策に關する決議案並びに自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び日本共産党を代表いたしまして、兵庫東南部地震に關し國際的支援に對する感謝決議案につき、それぞれ趣旨弁明を行うものであります。

趣旨弁明に先立ち、今回の災害により亡くなられた多くの方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に対しまして心からお見舞いを申し上げる次第であります。

まず、兵庫東南部地震の災害対策に關する決議案についてであります。今回の地震は、淡路島を震源とするマグニチュード七・二の地震であり、一部の地区では震度七の激震を記録し、死者、行方不明者は五千名を超え、家屋の倒壊、火災による焼失、道路の陥没、高架橋の落下、港湾の亀裂、ライフライン施設の寸断など、戦後最大の惨事となり、大都市直下型地震の恐ろしさをまざまざと見せつけるものとなりました。

多くの人々が家族を失い、家屋を破壊され、寒さと余震の中で避難生活を余儀なくされておられます。このような被災者の方々の不安と悲しみは察するに余りあるものであります。

また、地震の発生以来、被災住民の救助、被災施設の復旧、倒壊家屋の処理など、昼夜を分かたず災害対策に取り組んでいる関係者の方々の御芳

苦、それに伴う地元自治体等の財政的負担は極めて多大なものとなっております。

さらに、今回の地震は、都市基盤に甚大な被害をもたらしただけでなく、我が国の生産及び物流の拠点を直撃するとともに、地場産業に莫大な被害を与え、我が国の産業経済に及ぼす影響ははかり知れないものがあります。この激甚な被害の状況にかんがみ、被災者の方々が一日も早く安全かつ安心した生活を送ることができまよう、可能な限りの措置をとるとともに、被災施設の復旧対策及び係る費用について万全を期し、さらに、災害非常時の危機管理体制の確立及び都市・国土の防災機能の拡充を図ることが現下の最重要課題であると考へます。

以上が、本決議案を提出する趣旨であります。次に、案文を朗読いたします。

兵庫県南部地震の災害対策に関する決議案

一月十七日早朝、発生した兵庫県南部地震は、死者・行方不明者五千人を超える一方、家屋損壊十万余、避難生活を送る住民三十万人を数えるなど未曾有の大災害となった。

本院は、ここに院議をもって犠牲となられた方々に深甚なる哀悼の意を表するとともに、罹災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

また、戦後最大規模の地震災害が国民生活に甚大な被害をもたらした、内外の経済に深刻な影響を与えていることを厳粛に受け止め、万全な救済と復旧を図っていくため、現行法制において最大限の措置を講じていくとともに、必要な場合には新たな立法を講ずるなど、国家を挙げ

て取り組んでいくことが重要である。

政府においても、衝撃的な被害をもたらした都市直下型地震による影響を直視し、兵庫県及び神戸市はじめ被災自治体との緊密な連絡のもとに、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、特に次の事項について万全の対策を期すべきである。

- 一 被災地の住民救済とライフライン等の確保により生活基盤の早急な復旧を図り、民生の安定に努めるとともに、国際港神戸港の機能回復をはじめ、道路、鉄道、港湾等交通、産業基盤等の速やかな復興を促進すること。
- 一 災害復旧、復興にかかわる財政、税制、金融措置については万全を期すること。
- 一 地震観測体制の強化と予知研究の充実に努める一方、災害非常時に対応するための危機管理体制を早急に確立すること。
- 一 このたびの兵庫県南部地震を契機に、我が国の都市・国土の防災機能の拡充を図り、災害に強く、安心して生活できる都市・国土づくりのための抜本的対策を樹立すること。

右決議する。

次に、兵庫県南部地震に関し国際的支援に対する感謝決議案についてありますが、今回の震災に対し、世界のさまざまな国・地域、国際機関及び NGO から、温かいお見舞いの言葉と多大な御支援をいただいております。

倒壊家屋が並ぶ危険な場所において、被災者の救出に懸命の御努力をいただきました災害救助隊、また避難所等における医療・救護活動に当たっておられる医療チーム、そして貴重な御助言をいただきました地震専門家、その他ボランティア

の方々のさまざまなお手伝いなど、地震発生後から今日に至るまで多大な御支援、御協力をいただいているところであります。このように、世界各地の皆様方からの親身の救助・救護活動は、被災者をどんなに勇気づけ、また、我が国国民に感銘を与えたことでありましょう。

さらに、今回の地震は、真冬に人々の住む家を奪い、ライフライン等の生活基盤をも破壊しました。御提供を受けました食料品、毛布、飲料水、救急用品、その他の援助物資は、避難所での生活において、まさに生きるために必要不可欠からざる品々であります。

以上申し述べましたような世界各地からの温かい御支援の数々につきましては、我々の記憶の中に永久に刻み込まれるとともに、改めて各国との友情と強い連帯関係の重要性を認識するものであります。

ここに、本院は、兵庫県南部地震に関し国際的支援に対し、院議をもって感謝の意を表する次第であります。

以上が、本決議案を提案する趣旨であります。次に、案文を朗読いたします。

兵庫県南部地震に関し国際的支援に対する感謝決議案

一月十七日早朝の兵庫県南部地震は、国民の予想をはるかに超える大きな被害をもたらした。

この震災に際し、世界各国より見舞いの言葉と様々な支援が寄せられた。

これらの善意は、激甚なる震災から復興に向けて立ち上がるうとする被災者及びすべての国民に大いなる希望と勇気を与えるものであり、

我が国民は、これを永遠に忘れることなく、深く心に銘記し、あらためて各国との友情と強い連帯関係の重要性を認識する。

我々は、これらの暖かい支援、心情に応え、一刻も早い復興に専心、努力することを決意し、ここに本院は、これらの国々・地域及び国際機関並びに NGO に対し深甚なる感謝の意を表明する。

右決議する。

以上が、両決議案を提案する趣旨であります。何とぞ各位の御賛成あらんことを切に望むものであります。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも可決いたしました。(拍手)

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣村山富市さん。

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣(村山富市君) 今回の兵庫県南部地震は、五千人を超えるとうとい犠牲者と甚大な被害をもたらしました。亡くなられた方々とその御遺族に対し心から哀悼の誠をささげますとともに、負傷された方々や今なお不安な避難生活を強いられておられる皆様方に対し心よりお見舞いを申し上げます。

政府といたしましては、関係自治体と一体となつて、行方が確認されない方々の捜索活動を初

め、行政組織の総力を挙げて、でき得る限りの応急対策と被災者の皆様の救済対策を講じてまいりました。また、被災者の方々が一刻も早く正常な生活に戻り、経済活動が回復できるように、医療体制の確保、ライフライン施設の復旧、住宅の確保、輸送交通手段の確保、中小企業対策等々、現在、あらゆる施策を講じているところでございます。

同時に、震災地の新たな未来の創造に向けて、幅広い見地から復興のあり方を追求してまいり、意であり、そのための体制づくりにより早急に取り組んでまいります。

改めて申し上げるまでもなく、自然災害から国民の生命、身体及び財産を守ることは国政の基本であり、特に我が国は、地震、火山列島であることから、災害対策をゆるがせにすることはできないところでもあります。今回の地震において、人口の集中した都市における直下型地震の発生がはかり知れない被害をもたらしたこの経験を貴重な教訓として、都市防災の推進や危機管理体制の充実強化を含め、災害対策全般について、見直すべくところは率直に見直し、反省・改善すべきところは反省・改善し、総合的な防災対策の確立のためでき得る限りの力を尽くし、災害に強い町づくりを構築してまいりたいと思っております。

政府といたしましては、ただいまの院議の御趣旨を十分尊重して、こうした災害対策全般と被災地の復旧・復興対策の推進に向け、内閣を挙げて、全力で取り組んでまいり所存であります。

また、このたびの震災に際しましては、世界のほとんどの国よりお見舞いの言葉をいただくとともに、七十近い国・地域及び国際機関より、さら

には、多くのNGO、民間の方々より御支援の申し出がなされております。政府といたしまして、この困難なときに諸外国より届いたお見舞いの言葉や御支援の申し出に対して心より感謝するものであり、私及び外務大臣より、こうした感謝の意をその都度伝えてまいりところでござい

ただいま、院議をもちまして、国民の総意として諸外国の地域、国際機関及びNGOに対し感謝の意を表せられましたことは、まことに時宜を得たものであり、御決議の趣旨につきましては、政府より諸外国に対して広く伝達してまいりたいと考えます。

以上でございます。(拍手)

議員請願の件

○議長(土井たか子君) 議員請願の件につきお諮りいたします。

渡辺美智雄さんから、海外旅行のため、二月八日から十五日まで八日間、請願の申し出がありま

す。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件

○議長(土井たか子君) お諮りいたします。

裁判官弾劾裁判所裁判員世山登生さん及び田中秀征さんから、裁判員を辞職したいとの申し

出があります。

また、裁判官訴追委員山下八洲夫さんから、訴追委員を辞職したいとの申し出があります。右申し出をそれぞれ許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

裁判官訴追委員の選挙

裁判官訴追委員の予備員の選挙

国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙

国会等移転調査委員会委員の選挙

○議長(土井たか子君) つきましては、裁判官弾劾裁判所裁判員及び裁判官訴追委員の選挙を行うのであります。この際、あわせて、国土開発幹線自動車道建設審議会委員及び国会等移転調査委員会委員の選挙を行います。

また、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員及び裁判官訴追委員の予備員の職務を行う順序を改めて定めたいと存じます。

○山本有二君 各種委員等の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名され、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員、裁判官訴追委員の予備員の職務を行う順序については、議長において改めて定められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に 山田 正彦さん 及び 岐島 宗明さんを指名いたします。

ただいま指名いたしました裁判員のうち、山田正彦さんにつきましては同予備員でありましたので、この際、新たに裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員に実川幸夫さんを指名いたします。

また、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員の職務を行う順序は、甘利明さん、実川幸夫さん、町村信孝さん、奥石東さんの順序といたします。

次に、裁判官訴追委員に田中秀征さんを指名いたします。

また、裁判官訴追委員の予備員の職務を行う順序は、衛藤征士郎さん、杉山憲夫さん、大島理森さん、富田茂之さん、坂上富男さんの順序といたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に米沢隆さんを指名いたします。

次に、国会等移転調査委員会に 木部 佳昭さん 及び 鳩山由紀夫さんを指名いたします。

○山本有二君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成六年度一般会計補正予算(第一号)、平成六年度特別会計補正予算(特第一号)、平成六年度政府関係機関補正予算(機第一号)、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

平成七年二月七日 衆議院会議録第四号 平成六年度一般会計補正予算(第一号)外二案 地方交付税法等の一部を改正する法律案

四

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

平成六年度一般会計補正予算(第一号)

平成六年度特別会計補正予算(特第一号)

平成六年度政府関係機関補正予算(機第一号)

○議長(土井たか子君) 平成六年度一般会計補正予算(第一号)、平成六年度特別会計補正予算(特第一号)、平成六年度政府関係機関補正予算(機第一号)、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長佐藤樹樹さん。

平成六年度一般会計補正予算(第一号)及び同報告書

平成六年度特別会計補正予算(特第一号)及び同報告書

平成六年度政府関係機関補正予算(機第一号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤樹樹君登壇〕

○佐藤樹樹君 ただいま議題となりました平成六年度一般会計補正予算(第一号)外二案につきまして、予算委員会におきます審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算の概要について申し上げます。一般会計予算については、歳入において、最近までの収入実績等を勘案して租税及び印紙収入の減収を見込む一方、税外収入の増収を計上するとともに、公債金の追加発行を行うこととしたして

おります。

歳出においては、災害復旧等事業費、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費、義務的経費の追加など、特に緊要となった事項等について措置を講ずるとともに、既定経費の節減、予備費の減額等を行うこととしたしております。

この結果、平成六年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し、歳入歳出とも六千七百三十五億円減少し、七十二兆四千八十二億円となっております。

特別会計予算につきましては、一般会計予算の補正等に関連して、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、道路整備特別会計など二十四特別会計について所要の補正を行うこととしたしております。

また、政府関係機関予算につきましては、国民金融公庫及び中小企業金融公庫について所要の補正を行うこととしたしております。

この補正予算三案は、去る一月二十日本委員会に付託され、一月二十五日武村大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、二月六日及び七日の両日質疑を行いました。

質疑は、平成六年度補正予算の内容及び性格、財政の長期見通し、阪神大震災の救済及び復興と今後の防災対策、危機管理体制の確立、地震予知機関の一本化、平成六年度第二次補正予算の提出見通しと規模、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費の予算措置のあり方、特殊法人の整理合理化等行政改革の推進、東京共同銀行の設立問題、新卒者の就職・雇用問題等、国政の各般にわたって行われたのでありますが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、本日質疑を終了し、討論を行い、採決

の結果、平成六年度補正予算三案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○山本有二君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長川崎二郎さん。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔川崎二郎君登壇〕

○川崎二郎君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の状況等にかんがみ、今回の補正予算による平成六年度の地方交付税の減額分七千九百九十億四千万円を交付税特別会計借入金増額によって全額補てんし、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保しようとするものであります。

本案は、一月三十一日本委員会に付託され、二月二日野中自治大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本日質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の両案とともに、大蔵委員長提出、平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(土井たか子君) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、国際通貨基金及び国際復興開

発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。大蔵委員長尾身幸次さん。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案及び同報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔尾身幸次君登壇〕

○尾身幸次君 ただいま議題となりました三案につきまして申し上げます。

まず、内閣提出に係る二案について、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案について申し上げます。

本案は、平成六年度における台風等によるサケ・マス定置漁業の著しい漁獲金額の減少に伴う

漁業共済保険勘定の保険金の支払い財源の不足に充てるため、同年度において、一般会計から、九十二億二千四百七十八万六千円を限り、同勘定に繰り入れる等の措置を講ずるものであります。

次に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国際復興開発銀行いわゆる世界銀行が地球環境の保全を支援するための同行に設ける基金に対して四百五十七億円の拠出を行うとするもので、平成六年度補正予算においては、このうち百十四億円を計上しております。

両案につきましては、本日武村大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、質疑終了後、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、内閣提出に係る二案について御報告申し上げます。

次に、大蔵委員長提出、平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、本日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。平成六年度の水田営農活性化助成補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、一定の要件のもとに事業用固定資産の圧縮記載の特例を認めようとするものであります。

なお、本案による国税の減収額は、平成六年度において約一億円と見込まれますので、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が、本案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○山本有二君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案、右四案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(内閣提出)

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案(内閣提出)

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君)

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事 二田孝治さん。

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案及び同報告書

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案及び同報告書

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案及び同報告書

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔二田孝治君登壇〕

○二田孝治君 ただいま議題となりました内閣提出の四法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、平成六年度補正予算関連の三法案の主な内容について申し上げます。

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案は、近年、青年農業者の不足が顕在化していることにかんがみ、青年の就農促進を図るため無利子の就農支援資金を貸し付けることとしております。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案は、条件不利地域において新規作物等の導入による農業経営の改善を図るため、農業改良資金の中に新たな資金を創設し、無利子資金の貸し付けを行うこととしております。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案は、緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発を促進するため、生研機構に研究開発業務等を行わせることにより、民間の研究開発能力を活用する措置を講ずることとしております。

また、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案は、農地保有合理化法人に対する支援の強化を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に農用地の利用を集積するため、農地保有合理化法人により農用地の買入れ協議制度を創設することとしております。

以上の四法案は、いずれもウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として提案されたものであります。

委員会におきましては、補正予算関連三法案については去る二月二日、他の一法案については本日、それぞれ大河原農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、政府に対する質疑を行いました。

質疑終了後、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案及び農業改良資金助成法の一部を改正する法律案について、直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次いで、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案及び農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案について、討論の後、採決し、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、以上の四法案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案及び農業改良資金助成法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

します。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案及び農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
外務大臣 河野 洋平君
法務大臣 前田 勲男君
大蔵大臣 武村 正義君
文部大臣 与謝野 馨君
厚生大臣 井出 正一君
農林水産大臣 大河原 太郎君

通商産業大臣 橋本龍太郎君
運輸大臣 龜井 静香君
郵政大臣 大出 俊君
労働大臣 浜本 万三君
建設大臣 野坂 浩賢君
自治大臣 野中 広務君
国務大臣 五十嵐広三君
国務大臣 小里 貞利君
国務大臣 小澤 潔君
国務大臣 高村 正彦君
国務大臣 田中眞紀子君
国務大臣 玉沢徳一郎君
国務大臣 宮下 創平君
国務大臣 山口 鶴男君

○議長の報告

(要求書受領)

一、去る一月二十四日、内閣から、航空事故調査委員会委員長に竹内和之君を、同委員に相原康彦君、川井力君、小林哲一君及び東口實君を任命したので、航空事故調査委員会設置法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る一月二十四日、内閣から、労働保険審査会委員に林部弘君及び山口泰夫君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る一月二十四日、本院は、航空事故調査委員会委員長に竹内和之君を、同委員に相原康彦君、川井力君、小林哲一君及び東口實君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一月二十四日、本院は、労働保険審査会委員に林部弘君及び山口泰夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る一月二十五日、戸張参議院事務総長から谷事務総長あて、参議院は裁判官訴追委員武田邦太郎君及び同予備員磯村修君、同河本英典君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙し、予備員の職務を行う順序は、中村鋭一君を第三順位とし、浜四津敏子君を第四順位とし、第三順位の山崎順子君を第二順位とした旨の通知書を受領した。

裁判官訴追委員

猪熊 重二君

同 予備員

中村 鋭一君

(報告書受領)

一、去る一月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。

国家行政組織法第二十二條第一項の規定に基づく平成六年九月三十日から平成七年一月十九日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

一、去る一月三十一日、内閣を経由して法務大臣前田勲男君から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成六年団体規制状況の年次報告書を受領した。

一、去る一月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。

領した。

第三百二十九回国会衆議院において採択された請願の処理経過

一、去る三日、内閣から次の報告書を受領した。

講じた措置

平成二年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置

講じた措置

一、去る三日、内閣を経由して郵政大臣大出俊君から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会平成五年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監事の意見書を受領した。

(見込額書受領)

一、去る三日、内閣から地方交付税法第七条の規定に基づく平成七年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る一月二十七日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第三百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

警察庁長官官房審議官 玉造 敏夫

国土庁長官官房審議官 稲川 泰弘

同 角地 徳久

同 西川 一誠

文部大臣官房文教施設部長 木村 直

厚生大臣官房審議官 和田 勝

同 丸山 晴男

農林水産大臣官房審議官 本田 浩次

通商産業大臣官房審議官 中島 邦雄

資源エネルギー庁 並木 徹

長官官房審議官

運輸大臣官房技術参事官 澤田 諄

運輸省運輸政策局長 相原 力

郵政大臣官房審議官 岡井 元

労働大臣官房審議官 菅間 忠男

建設大臣官房審議官 小川 忠男

建設大臣官房技術審議官 尾田 栄章

同 溜水 義久

建設省道路局長 木下 博夫

自治大臣官房審議官 嶋津 昭

消防庁次長 黒沢 有

消防庁審議官 山崎 浩司

一、去る一月三十日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第三百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

工業技術院長 平石 次郎

(政府委員任命)

一、去る一月二十四日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、二十日議長において承認した平林博を、二十四日第三百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る一月二十七日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、二十七日議長において承認した玉造敏夫外二十名を、同日第三百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る一月三十日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、三十日議長において承認した平石次郎を、同日第三百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る一月三十日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、第三百三十二回国会政府委員中左記の

とあり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 官職名 年月日
工業技術院事務代理 川崎 温 (解職) 平七・三

(応召議員)

一、去る一月二十五日以後、召集に応じた議員は次のとおりである。

北海道第一区選出

伊東 秀子君

青森県第二区選出

(一月二十五日) 竹内 黎一君

兵庫県第一区選出

高見 裕一君

青森県第二区選出

(以上一月二十六日) 田澤 吉郎君

青森県第一区選出

(二月六日) 大島 理森君

京都府第一区選出

奥田 幹生君

大阪府第七区選出

榊床 伸二君

(議席変更)

一、去る一月三十一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二九四 根本 匠君
二九五 塩崎 恭久君
二九八 松下 忠洋君
二九九 熊代 昭彦君
三〇〇 岸本 光造君
三〇一 横内 正明君
三二二 斎藤斗志二君

三二三 伊吹 文明君
三二四 尾身 幸次君
三一五 川崎 二郎君
三一七 金子原二郎君
三二〇 森田 一君
三二一 小杉 隆君
三二二 大原 一三君
三二三 桜井 新君
三二四 菊池福治郎君
三二五 稲垣 実男君
三二六 西田 司君
三二七 池田 行彦君
三二八 野呂田芳成君
三二九 谷 洋一君
三三〇 石橋 一弥君
三三一 原田昇左右君
三三二 衛藤征士郎君
三三三 大石 千八君
三三六 宮崎 茂一君
三四〇 小泉純一郎君
三四四 村田敬次郎君
三四五 綿貫 民輔君
三四六 林 義郎君
三四七 梶山 静六君
三四八 高島 修君
三四九 中山 太郎君
三五〇 中尾 栄一君
三六五 伊藤宗一郎君
三六七 塩川正十郎君
三六八 坂本三十次君
三六九 竹内 黎一君
三七〇 葉梨 信行君

三七一 佐藤 孝行君
三八五 佐藤 剛男君
三九四 赤城 徳彦君
三九五 村上誠一郎君
四〇七 堀内 光雄君
四〇八 奥田 幹生君
四〇九 臼井日出男君
四一〇 古賀 誠君
四一一 藤井 孝男君
四一二 中馬 弘毅君
四一三 伊藤 公介君
四一五 中谷 元君
四一六 大島 理森君
四二〇 浜野 剛君
四二一 田原 隆君
四二二 野田 実君
四二三 長勢 甚遠君
四二四 久間 章生君
四二五 町村 信孝君
四二六 江藤 隆美君
四二七 中山 利生君
四二八 戸井田三郎君
四二九 佐藤 信二君
四三〇 平林 鴻三君
四三二 麻生 太郎君
四三三 唐沢俊二郎君
四三六 中山 正暉君
四三八 近藤 鉄雄君
四三九 松永 光君
四四〇 志賀 節君
四四八 山下 徳夫君
四五一 谷川 和穂君

四七一 中島洋次郎君
四七二 蓮実 進君
四七三 橋 康太郎君
四七四 茂木 敏充君
四八九 白川 勝彦君
四九八 保利 耕輔君
四九九 浦野 休興君
五〇〇 丹羽 雄哉君
五〇一 堀之内久男君
五〇七 越智 通雄君
五〇八 村岡 兼造君
五〇九 相沢 英之君
五一〇 後藤田正晴君
五一一 関谷 勝嗣君
一 金田 誠一君
五 大谷 忠雄君
一〇 岡崎 宏美君
一一 伊東 秀子君
一二 岩佐 惠美君
一七 藤田 スミ君
一八 古堅 実吉君
二三 中島 武敏君
二四 正森 成二君
二五 松本 善明君
三三 三原 朝彦君
三四 錦織 淳君
三五 荒井 聰君
三六 渡海紀三朗君
五三 池田 隆一君
五五 横光 克彦君

一、昨六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

五五 山崎 泉君 五七 今村 修君 五八 皇山健治郎君 六〇 松本 龍君 六一 赤松 広隆君 六二 鉢呂 吉雄君 六三 大島 章宏君 六四 小林 守君 六五 岡崎トミ子君 六六 佐藤 泰介君 六七 細川 律夫君 六八 秋葉 忠利君 六九 堀込 征雄君 七〇 細谷 治通君 七一 五島 正規君 七二 土肥 隆一君 七三 石井 智君 七四 七五 (理事辞任) 一、去る一月二十四日、運輸委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。 一、去る一月二十五日、常任委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。 大蔵委員会 理事 堀之内久男君 理事 池端 清一君 一、去る一月三十一日、常任委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。 地方行政委員会 理事 谷 洋一君	環境委員会 理事 松岡 利勝君 一、去る一日、労働委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。 一、去る二日、安全保障委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。 一、去る三日、常任委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。 外務委員会 理事 鈴木 宗男君 文教委員会 理事 穂積 良行君 (理事選任) 一、去る一月二十四日、運輸委員会において、次のとおり理事を選任した。 一、去る一月二十五日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。 大蔵委員会 理事 五十嵐ふみこ君 予算委員会 理事 五十嵐ふみこ君 一、去る一月三十一日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。 地方行政委員会 理事 田中 甲君 環境委員会 理事 宇佐美 登君 一、去る一日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。	商工委員会 理事 鳩山由紀夫君 通信委員会 理事 小沢 鋭仁君 労働委員会 理事 佐藤謙一郎君 建設委員会 理事 玄葉光一郎君 一、去る二日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。 農林水産委員会 理事 錦織 淳君 安全保障委員会 理事 菅 直人君 一、去る三日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。 外務委員会 理事 前原 誠司君 文教委員会 理事 中島 章夫君 厚生委員会 理事 荒井 聰君 (理事補欠選任) 一、去る一月二十四日、運輸委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 理事 江崎 鐵磨君(理事茂木敏充君去る十二月十四日委員辞任につきその補欠) 理事 佐藤 敬夫君(理事小坂憲次君去る一月二十三日委員辞任につきその補欠) 理事 高木 義明君(理事山口那津男君去る一月二十四日理事辞任につきその補欠)	一、去る一月二十五日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 大蔵委員会 理事 新井 将敏君(理事今井宏君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠) 予算委員会 理事 加藤 六月君(理事渡部恒三君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠) 一、去る一月二十五日、議院運営委員長において、次のとおり理事を補欠指名した。 理事 木幡 弘道君(理事北川正恭君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠) 一、去る一月三十一日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 地方行政委員会 理事 栗屋 敏信君(理事吉田公一君去る一月三十一日理事辞任につきその補欠) 環境委員会 理事 石坂 茂君(理事小泉農一君去る十二月十四日委員辞任につきその補欠) 理事 長浜 博行君(理事笹山登生君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠) 理事 小泉 農一君(理事齊藤斗志二君去る一月三十一日理事辞任につきその補欠)
--	---	--	---

平成七年二月七日 衆議院会議録第四号 議長報告

一、去る一日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

商工委員会

理事 河合 正智君(理事東順治君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 増子 輝彦君(理事伊藤達也君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

通信委員会

理事 金子徳之介君(理事岡島正之君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 虎島 和夫君(理事松井新君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

労働委員会

理事 北橋 健治君(理事大石正光君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 柳田 稔君(理事宮本一三君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 河上 覃雄君(理事東祥三君去る一日理事辞任につきその補欠)

建設委員会

理事 北村 直人君(理事遠藤和良君去る一月二十日委員長就任につきその補欠)

理事 太田 昭宏君(理事白沢三郎君去る一日理事辞任につきその補欠)

一、去る二日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

農林水産委員会

理事 松岡 利勝君(理事中川昭一君去る二日理事辞任につきその補欠)

理事 倉田 栄喜君(理事千葉國男君去る二日理事辞任につきその補欠)

安全保障委員会

理事 愛知 和男君(理事神田厚君去る一月二十日委員長就任につきその補欠)

理事 岡田 克也君(理事樽床伸二君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

一、去る三日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 松沢 成文君(理事平田米男君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 東 祥三君(理事高市早苗君去る三日理事辞任につきその補欠)

理事 松田 岩夫君(理事柴野たいぞう君去る三日理事辞任につきその補欠)

文教委員会

理事 石田 勝之君(理事松田岩夫君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 船田 元君(理事倉田栄喜君去る一月二十五日委員辞任につきその補欠)

厚生委員会

理事 木村 義雄君(理事戸井田三郎君去る三日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 工藤堅太郎君 補欠 今井 宏君

大蔵委員

辞任 佐藤 守良君 補欠 石田幸四郎君

辞任 今井 宏君 補欠 新井 将敏君

北橋 健治君 補欠 井奥 貞雄君

古賀 一成君 補欠 平田 米男君

田中 甲君 補欠 田中 秀征君

坂本 剛二君

西岡 武夫君

星野 行男君

保岡 興治君

米沢 隆君

亀井 善之君

中谷 元君

福田 康夫君

茂木 敏充君

五十嵐ふみひ(君)

文教委員

辞任 松田 岩夫君 補欠 西岡 武夫君

厚生委員

辞任 井奥 貞雄君 補欠 保岡 興治君

商工委員

辞任 佐藤 茂樹君 補欠 星野 行男君

運輸委員

辞任 橋 康太郎君 補欠 熊代 昭彦君

志位 和夫君 補欠 寺前 巖君

熊代 昭彦君 補欠 橋 康太郎君

山口那津男君 補欠 北橋 健治君

通信委員

辞任 新井 将敏君 補欠 佐藤 守良君

岡島 正之君 補欠 神崎 武法君

米沢 隆君 補欠 古賀 一成君

労働委員

辞任 寺前 巖君 補欠 志位 和夫君

安全保障委員

辞任 上田 勇君 補欠 米沢 隆君

北川 正恭君 補欠 中西 啓介君

予算委員

辞任 島村 宜伸君 補欠 山崎 拓君

東 祥三君 補欠 野田 毅君

市川 雄一君 補欠 安倍 基雄君

岡島 正之君 補欠 冬柴 鐵三君

小池百合子君 補欠 松田 岩夫君

田名部匡省君 補欠 山口那津男君

高木 義明君 補欠 伊藤 達也君

中野 寛成君 補欠 川島 實君

長浜 博行君 補欠 石田 勝之君

二階 俊博君 補欠 工藤堅太郎君

日笠 勝之君 補欠 笹木 竜三君

平成七年二月七日 衆議院會議録第四号 議長の報告

渡部 恒三君 川崎 二郎君 嶋崎 讓君	左藤 惠君 前原 誠司君 海江田万里君	決算委員 神崎 武法君 中西 啓介君	補欠 渡部 恒三君 中野 寛成君	議院運営委員 野田 佳彦君 増子 輝彦君 西 博義君 山田 宏君	懲罰委員 石田幸四郎君 市川 雄一君	大蔵委員 大島 理森君 亀井 善之君 岸本 光造君 七条 明君	補欠 七条 明君 岸本 光造君 亀井 善之君 大島 理森君	文教委員 倉田 栄喜君 北川 正恭君	厚生委員 三原 朝彦君 荒井 晴君	安全保障委員 東中 光雄君 不破 哲三君	補欠 石田 美栄君 濱田 健一君 岩佐 惠美君 坂上 富男君 安倍 基雄君	予算委員 安倍 基雄君 坂上 富男君 不破 哲三君 石田 美栄君 濱田 健一君 岩佐 惠美君 坂上 富男君 穀田 恵二君	補欠 木幡 弘道君	議院運営委員 北川 正恭君	一、去る一月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員 小泉 巖一君 近江巳記夫君 中島 衡君 西村 眞悟君 野田 毅君 鳩山 邦夫君 山田 英介君 海江田万里君 川端 達夫君	補欠 虎島 和夫君 野田 佳彦君 中井 治君 石井 啓一君 塚田 延充君	武部 勳君 中島 章夫君 岡崎 宏美君 津島 雄二君	地方行政委員 遠藤 利明君 阿部 昭吾君 青山 丘君 石破 茂君 長内 順一君 佐藤 茂樹君 増田 敏男君 前原 誠司君 遠藤 登君	補欠 田野瀬良太郎君 愛野興一郎君 上田 勇君 岡島 正之君 富田 茂之君 永井 英慈君 山崎広太郎君 田中 甲君	法務委員 柿澤 弘治君 徳田 虎雄君 大口 善徳君 笹川 堯君 中井 治君 長浜 博行君 山岡 賢次君 山花 貞夫君 錦織 淳君 津島 雄二君	補欠 茂木 敏充君 武藤 嘉文君 永井 英慈君 吹田 悦君 太田 誠一君 山本 拓君 熊谷 弘君 細川 律夫君	外務委員 武藤 嘉文君 愛知 和男君 小池百合子君	補欠 柿澤 弘治君 東 祥三君 松沢 成文君	平田 米男君 吉田 治君 菅 直人君 金田 誠一君 糸山英太郎君 中村喜四郎君	松田 岩夫君 羽田 孜君 前原 誠司君	文教委員 田野瀬良太郎君 井上 喜一君 松沢 成文君 古賀 誠君 横光 克彦君 大谷 忠雄君	補欠 木村 義雄君 鳩山 邦夫君 古賀 正浩君	厚生委員 小野 晋也君 木村 義雄君 小沢 辰男君 岡田 克也君 塚田 延充君 野呂 昭彦君 榊屋 敬悟君 矢上 雅義君 米田 建三君	補欠 宮里 松正君 佐藤 静雄君 坂口 力君 田名部匡省君 栗屋 敏信君 鴨下 一郎君 久保 哲司君 宮本 一三君 枝野 幸男君
------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	---	-----------------------------------	--	--	-----------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	--	---	----------------------	--------------------------	--	--	---	---	---	--	--	--	--	---	--	------------------------------------	---	--	--	---

農林水産委員

辭任

龜井 善之君
今津 寛君
鮫島 宗明君
田名部匡省君
広野ただし君
冬柴 鐵三君
金子 一義君

補欠

徳田 虎雄君
石破 茂君
大石 正光君
矢上 雅義君
山岡 賢次君
山田 正彦君
玄葉光一郎君

商工委員

辭任

伊藤 達也君
熊谷 弘君
東 順治君
田中 甲君
尾身 幸次君
枝野 幸男君

補欠

青山 丘君
笹川 堯君
山田 英介君
鳩山由紀夫君
小池百合子君
牧野 聖修君

運輸委員

辭任

衛藤 晟一君
古賀 敬章君
越智 伊平君
工藤堅太郎君
永井 英慈君
二見 伸明君
宮崎 茂一君
関山 信之君

補欠

越智 伊平君
工藤堅太郎君
衛藤 晟一君
古賀 敬章君
坂本 剛二君
榊床 伸二君
米田 建三君
大矢 卓史君

通信委員

辭任

桜井 新君
田野瀬良太郎君
谷垣 禎一君
吹田 愷君
山崎広太郎君
川崎 二郎君
茂木 敏光君
山崎 泉君

補欠

虎島 和夫君
佐藤 剛男君
宮崎 茂一君
中島 衛君
小坂 憲次君
金子徳之介君
高木 陽介君
高見 裕一君

労働委員

辭任

愛野興一郎君
大石 正光君
古賀 正浩君
坂口 力君
武山百合子君
宮本 一三君
宇佐美 登君
山元 勉君
岡崎 宏美君

補欠

北橋 健治君
柳屋 敬信君
柳田 稔君
山口 敏夫君
鳩山 邦夫君
河上 軍雄君
佐藤謙一郎君
持永 和見君
初村謙一郎君

建設委員

辭任

佐藤 剛男君
中谷 元君
安倍 基雄君
鳥居 一雄君

補欠

田野瀬良太郎君
遠藤 利明君
高市 早苗君
長内 順一君

安全保障委員

辭任

石井 一君
高市 早苗君
榊床 伸二君
船田 元君
松田 岩夫君
小沢 鋭仁君
海江田万里君
中村 力君

補欠

二見 伸明君
今津 寛君
岡田 克也君
佐藤 茂樹君
西村 眞悟君
菅 直人君

科学技術委員

辭任

宮里 松正君
岡田 克也君
奥田 敬和君
川島 實君
山口 敏夫君
鳩山由紀夫君
牧野 聖修君

補欠

小野 晋也君
近江巳記夫君
上田 清司君
藤村 修君

環境委員

辭任

石田 美栄君
金子徳之介君
鴨下 一郎君

補欠

長浜 博行君
田名部匡省君
斎藤 鉄夫君

予算委員

辭任

越智 伊平君
山崎 拓君
安倍 基雄君
川島 實君
工藤堅太郎君
松田 岩夫君
今村 修君
坂上 富男君
前原 誠司君
松本 善明君
石田 美栄君
前田 武志君
鳩山由紀夫君
二階 俊博君
東 順治君
戸井田三郎君
山口 俊一君
赤羽 一嘉君
上田 清司君
小池百合子君
古賀 敬章君

補欠

山口 俊一君
戸井田三郎君
石田 美栄君
前田 武志君
古賀 敬章君
上田 清司君
上原 康助君
緒方 克陽君
鳩山由紀夫君
寺前 巖君
二階 俊博君
赤羽 一嘉君
高見 裕一君
東 順治君
小池百合子君
山崎 拓君
越智 伊平君
川島 實君
松田 岩夫君
安倍 基雄君
工藤堅太郎君

平成七年二月七日 衆議院會議録第四号 議長の報告

上原 康助君 緒方 克陽君 高見 裕一君	今村 修君 坂上 富男君 前原 誠司君	補欠 綿貫 民輔君 三塚 博君 奥田 敬和君 鳥居 一雄君 中田 宏君 錦織 淳君	河上 軍雄君 羽田 孜君 中島 章夫君 大矢 卓史君 橋崎弥之助君	七条 明君 田中 直紀君 徳田 虎雄君 関山 信之君 横光 克彦君	補欠 山田 宏君 池田 隆一君	増子 輝彦君 中村 時広君	議院運営委員	懲罰委員 田中 秀征君 三塚 博君 綿貫 民輔君 鳩山由紀夫君	補欠 菅 直人君	田中 秀征君 三塚 博君 綿貫 民輔君 鳩山由紀夫君
上原 康助君 中村喜四郎君 橋崎弥之助君	補欠 中山 太郎君 高島 修君 後藤田正晴君 安倍 基雄君 川島 實君 石井 啓一君 海江田万里君	小野 晋也君 木村 義雄君 岸田 文雄君 石田 勝之君 古賀 正浩君 福留 泰蔵君 牧野 聖修君 後藤田正晴君 高島 修君 中山 太郎君 高島 修君 後藤田正晴君 安倍 基雄君 川島 實君 石井 啓一君 海江田万里君 岸田 文雄君 木村 義雄君 小野 晋也君 石田 勝之君 福留 泰蔵君 古賀 正浩君 牧野 聖修君	補欠 東中 光雄君 不破 哲三君	補欠 東中 光雄君 不破 哲三君	補欠 岩佐 惠美君 不破 哲三君 岩佐 惠美君	予算委員 後藤田正晴君 蓮実 進君	予算委員 後藤田正晴君 蓮実 進君	予算委員 後藤田正晴君 蓮実 進君	予算委員 後藤田正晴君 蓮実 進君	予算委員 後藤田正晴君 蓮実 進君
高島 修君 中山 太郎君 山崎 拓君 安倍 基雄君 石井 啓一君 川島 實君 數田 惠二君 寺前 巖君 海江田万里君 海部 俊樹君 矢島 恒夫君 中野 寛成君 加藤 紘一君 熊代 昭彦君 栗原 裕康君 加藤 紘一君 海部 俊樹君 福留 泰蔵君 市川 雄一君 志位 和夫君 矢島 恒夫君 牧野 聖修君 中野 寛成君 松本 善明君 竹内 謙君 山崎 拓君 高島 修君 中山 太郎君 後藤田正晴君 川島 實君 安倍 基雄君 石井 啓一君 穀田 惠三君 海江田万里君	補欠 中山 太郎君 高島 修君 後藤田正晴君 安倍 基雄君 川島 實君 石井 啓一君 海江田万里君 岸田 文雄君 木村 義雄君 小野 晋也君 石田 勝之君 福留 泰蔵君 古賀 正浩君 牧野 聖修君	補欠 東中 光雄君 不破 哲三君	補欠 東中 光雄君 不破 哲三君	補欠 岩佐 惠美君 不破 哲三君 岩佐 惠美君	予算委員 後藤田正晴君 蓮実 進君	予算委員 後藤田正晴君 蓮実 進君	予算委員 後藤田正晴君 蓮実 進君	予算委員 後藤田正晴君 蓮実 進君	予算委員 後藤田正晴君 蓮実 進君	予算委員 後藤田正晴君 蓮実 進君
環境委員 奥田 幹生君 金田 英行君 野田 聖子君 持永 和見君 後藤田正晴君 中山 太郎君 村田敬次郎君	補欠 後藤田正晴君 金田 英行君 中山 太郎君 持永 和見君 野田 聖子君	補欠 後藤田正晴君 金田 英行君 中山 太郎君 持永 和見君 野田 聖子君	補欠 後藤田正晴君 金田 英行君 中山 太郎君 持永 和見君 野田 聖子君	補欠 後藤田正晴君 金田 英行君 中山 太郎君 持永 和見君 野田 聖子君	補欠 後藤田正晴君 金田 英行君 中山 太郎君 持永 和見君 野田 聖子君	補欠 後藤田正晴君 金田 英行君 中山 太郎君 持永 和見君 野田 聖子君	補欠 後藤田正晴君 金田 英行君 中山 太郎君 持永 和見君 野田 聖子君	補欠 後藤田正晴君 金田 英行君 中山 太郎君 持永 和見君 野田 聖子君	補欠 後藤田正晴君 金田 英行君 中山 太郎君 持永 和見君 野田 聖子君	補欠 後藤田正晴君 金田 英行君 中山 太郎君 持永 和見君 野田 聖子君

一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

池田 隆一君
横光 克彦君

補欠

横光 克彦君
池田 隆一君

厚生委員

辞任

荒井 広幸君
熊代 昭彦君
塩崎 恭久君
住 博司君
坂口 力君
越智 伊平君
中山 太郎君
原田 憲君
村田敬次郎君
中山 太郎君
安倍 基雄君
坂口 力君

補欠

越智 伊平君
原田 憲君
村田敬次郎君
中山 太郎君
安倍 基雄君
荒井 広幸君
住 博司君
熊代 昭彦君
塩崎 恭久君
坂口 力君

運輸委員

辞任

寺前 巖君
志位 和夫君
補欠

補欠

志位 和夫君
寺前 巖君

労働委員

辞任

予算委員
志位 和夫君
補欠

補欠

寺前 巖君

予算委員

辞任

越智 伊平君
中山 太郎君
原田 憲君
村田敬次郎君
野田 聖子君

補欠

小此木八郎君
山本 公一君
安倍 晋三君
野田 聖子君

内閣委員

辞任

山崎 拓君
安倍 基雄君
笹木 竜三君
松田 岩夫君
今村 修君
佐々木秀典君
沢藤礼次郎君
横光 克彦君
藤田 スミ君

補欠

根本 匠君
坂口 力君
石田 祝稔君
広野ただし君
横光 克彦君
沢藤礼次郎君
矢島 恒夫君
藤田 スミ君
浜田 靖一君
上田 清司君
西村 眞悟君
原田 憲君
越智 伊平君
村田敬次郎君
山崎 拓君
中山 太郎君
安倍 基雄君
笹木 竜三君
松田 岩夫君
佐々木秀典君
今村 修君
松本 善明君

大蔵委員

辞任

富田 茂之君
大口 善徳君

補欠

大口 善徳君
富田 茂之君

建設委員

辞任

寺前 巖君
東中 光雄君

補欠

東中 光雄君
寺前 巖君

環境委員

辞任

岩佐 惠美君
寺前 巖君

補欠

寺前 巖君
岩佐 惠美君

予算委員

辞任

山崎 拓君
安倍 基雄君
工藤堅太郎君
笹木 竜三君
山田 宏君
矢島 恒夫君
広野ただし君
宮本 一三君
柳田 稔君
東中 光雄君
武山百合子君
中井 治君
永井 英慈君
平田 米男君
栗原 裕康君
古賀 敬章君
鮫島 宗明君
中田 宏君
吹田 悞君

補欠

栗原 裕康君
柳田 稔君
広野ただし君
宮本 一三君
鮫島 宗明君
東中 光雄君
古賀 敬章君
武山百合子君
中井 治君
吉井 英勝君
永井 英慈君
平田 米男君
中田 宏君
吹田 悞君
山崎 拓君
工藤堅太郎君
山田 宏君
笹木 竜三君
安倍 基雄君

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任

柳田 稔君
安倍 基雄君

補欠

安倍 基雄君
柳田 稔君

農林水産委員

辞任

松下 忠洋君
山本 公一君

補欠

根本 匠君
橋 康太郎君

官報 (号外)

[illegible]

石井 啓一君	田端 正広君	一、昨六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	橋 康太郎君	後藤田正晴君	一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
工藤堅太郎君	岩浅 嘉仁君	法務委員	松下 忠洋君	山崎 拓君	災害対策特別委員
月原 茂晴君	江崎 鐵磨君	辞任	小平 忠正君	伊藤 達也君	辞任
松田 岩夫君	河村たかし君	補欠	高木 陽介君	工藤堅太郎君	三ツ林弥太郎君
山田 宏君	鴨下一郎君	山田 正彦君	仲村 正治君	山田 正彦君	田口 健二君
今村 修君	池田 隆一君	工藤堅太郎君	柳田 稔君	柳田 稔君	龜井 善之君
細川 律夫君	興石 東君	労働委員	矢島 恒夫君	松本 善明君	補欠
古堅 実吉君	穀田 恵二君	辞任	補欠	（特別委員辞任及び補欠選任）	土肥 隆一君
山口 俊一君	浜田 靖一君	初村謙一郎君	伊藤 達也君	一、去る一月二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	土肥 隆一君
岩浅 嘉仁君	土田 龍司君	伊藤 達也君	初村謙一郎君	災害対策特別委員	田口 健二君
江崎 鐵磨君	古賀 正浩君	安全保障委員	補欠	辞任	金田 誠一君
高木 義明君	西村 眞悟君	辞任	補欠	大島 理森君	永井 哲男君
興石 東君	永井 哲男君	大島 理森君	後藤田正晴君	安倍 基雄君	（政治倫理審査委員会辞任及び補欠選任）
永井 哲男君	大木 正吾君	渡辺浩一郎君	安倍 基雄君	大島 理森君	一、去る一月二十六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
遠藤 利明君	村山 達雄君	後藤田正晴君	安倍 基雄君	渡辺浩一郎君	政治倫理審査委員会
岸田 文雄君	村田敬次郎君	安倍 基雄君	予算委員	予算委員	辞任
栗原 博久君	越智 通雄君	辞任	補欠	後藤田正晴君	佐藤謙一郎君
佐藤 剛男君	若林 正俊君	後藤田正晴君	橋 康太郎君	松田 忠洋君	小沢 鋭仁君
浜田 靖一君	越智 伊平君	山崎 拓君	松田 忠洋君	千葉 国男君	（公聴会開会承認）
鴨下一郎君	山田 宏君	安倍 基雄君	千葉 国男君	野田 佳彦君	一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る一月三十一日これを承認した。
河村たかし君	松田 岩夫君	伊藤 達也君	伊藤 達也君	大野由利子君	公聴会開会承認要求書
古賀 正浩君	月原 茂晴君	工藤堅太郎君	工藤堅太郎君	青山 二三君	一、公聴会を開こうとする議案
田端 正広君	石井 啓一君	冬柴 鐵三君	冬柴 鐵三君	矢島 恒夫君	平成七年度一般会計予算
土田 龍司君	工藤堅太郎君	松本 善明君	松本 善明君	仲村 正治君	平成七年度特別会計予算
西村 眞悟君	安倍 基雄君	青山 二三君	青山 二三君	柳田 稔君	平成七年度政府関係機関予算
山本 孝史君	伊藤 達也君	大野由利子君	大野由利子君	柳田 稔君	一、意見を聞くこととする問題
池田 隆一君	今村 修君	千葉 国男君	千葉 国男君	柳田 稔君	平成七年度総予算について
大木 正吾君	細川 律夫君	野田 佳彦君	野田 佳彦君	柳田 稔君	右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第
補欠	金田 誠一君	赤松 正雄君	赤松 正雄君	高木 陽介君	
辞任	横光 克彦君	補欠	補欠	補欠	
決算委員					

七十八条により承認を求める。

平成七年一月三十一日

予算委員長 佐藤 観樹

衆議院議長 土井たか子殿

(議案提出)

一、去る一月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

日本放送協会平成五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書

一、昨六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置

平成七年二月七日 衆議院会議録第四号 議長報告

置法案

中小企業の創造的企業活動の促進に関する臨時措置法案

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、昨六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第一号)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

以上二件 大蔵委員会 付託

青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(内閣提出第四号)

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案(内閣提出第六号)

以上三件 農林水産委員会 付託

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

厚生委員会 付託

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)

農林水産委員会 付託

日本放送協会平成五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

通信委員会 付託

住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

建設委員会 付託

平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)

平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)

平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)(承諾を求めるの件)

平成五年度決算調整資金からの繰入組入れに関する調査(承諾を求めるの件)

以上四件 決算委員会 付託

一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

中小企業の創造的企業活動の促進に関する臨時措置法案(内閣提出第一八号)

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

以上二件 商工委員会 付託

平成五年度一般会計歳入歳出決算

平成五年度特別会計歳入歳出決算

平成五年度国税収納金整理資金受払計算書

平成五年度政府関係機関決算書

決算委員会 付託

一、昨六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)(予)

農林水産委員会 付託

(調査要求承認)

一、運輸委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月二十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、港湾に関する事項

五、海上保安に関する事項

六、観光に関する事項

七、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成七年一月二十四日

運輸委員長 井上 一成

衆議院議長 土井たか子殿

一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月二十五日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国の会計に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、金融に関する事項

五、証券取引に関する事項

六、外国為替に関する事項

七、国有財産に関する事項

八、専売事業及びたばこ事業に関する事項

九、印刷事業に関する事項

十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成七年一月二十五日

大蔵委員長 尾身 幸次

衆議院議長 土井たか子殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月三十一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、地方自治に関する事項

二、地方財政に関する事項

三、警察に関する事項

四、消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成七年一月三十一日

地方行政委員長 川崎 二郎

衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、環境保全の基本施策に関する事項

二、公害の防止に関する事項

三、自然環境の保護及び整備に関する事項

四、快適環境の創造に関する事項

五、公害健康被害救済に関する事項

六、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成七年一月三十一日

環境委員長 阿部 昭吾

衆議院議長 土井たか子殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、中小企業に関する事項

三、資源エネルギーに関する事項

四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成七年二月一日

商工委員長 白川 勝彦

衆議院議長 土井たか子殿

一、調査する事項

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成七年二月一日

通信委員長 自見庄三郎

衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、労働関係の基本施策に関する事項

二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的
労働行政の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成七年二月一日

労働委員長 笹山 登生

衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、建設行政の基本施策に関する事項

二、都市計画に関する事項

三、河川に関する事項

四、道路に関する事項

五、住宅に関する事項

六、建築に関する事項

七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的

建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成七年二月一日

建設委員長 遠藤 和良

衆議院議長 土井たか子殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成七年二月二日

農林水産委員長 中西 績介

衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の安全保障に関する事項

二、調査の目的
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成七年二月二日

安全保障委員長 神田 厚

衆議院議長 土井たか子殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る三日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成七年二月三日

外務委員長 三原 朝彦

衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成七年二月三日

文教委員長 伊吹 文明

衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

二、調査の目的

右両事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成七年二月三日

厚生委員長 岩垂壽喜男

衆議院議長 土井たか子殿

兵庫東南部地震の災害対策に関する決議案
右の議案を提出する。

平成七年二月七日

提出者

中村正三郎

谷垣 慎一

木村 義雄

森本 晃司

木幡 弘道

小沢 鋭仁

七条 明

赤羽 一嘉

小坂 憲次

高見 裕一

賛成者

福永 信彦外四十一名

日野 市朗

額賀福志郎

坂井 隆憲

岡島 正之

山下八洲夫

稲葉 大和

山本 公一

小池百合子

石橋 大吉

兵庫東南部地震の災害対策に関する決議案

一月十七日早朝、発生した兵庫東南部地震は、死者・行方不明者五千人を超える一方、家屋損壊

十萬棟余、避難生活を送る住民三十万人を数えるなど未曾有の大災害となった。

本院は、ここに院議をもって犠牲となられた方々に深甚なる哀悼の意を表するとともに、罹災

された方々に心からのお見舞いを申し上げる。

また、戦後最大規模の地震災害が国民生活に甚大な被害をもたらした、内外の経済に深刻な影響を

与えていることを厳粛に受け止め、万全な救済と復旧を図っていくため、現行法制において最大限

の措置を講じていくとともに、必要な場合には新たな立法を講ずるなど、国家を挙げて取り組んでいくことが重要である。

政府においても、衝撃的な被害をもたらした都市直下型地震による影響を直視し、兵庫県及び神

戸市はじめ被災自治体との緊密な連絡のもとに、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、特に次の事項について万全の対策を期すべきである。

一 被災地の住民救済とライフライン等の確保により生活基盤の早急な復旧を図り、民生の安定に努めるとともに、国際港神戸の機能回復をはじめ、道路、鉄道、港湾等交通、産業基盤等の速やかな復興を促進すること。

一 災害復旧、復興にかかわる財政、税制、金融措置については万全を期すること。

一 地震観測体制の強化と予知研究の充実に努める一方、災害非常時に対応するための危機管理体制を早急に確立すること。

一 このたびの兵庫東南部地震を契機に、我が国の都市・国土の防災機能の拡充を図り、災害に強く、安心して生活できる都市・国土づくりのための抜本的対策を樹立すること。

右決議する。

兵庫東南部地震に關し國際的支援に対する感謝決議案

謝決議案

右の議案を提出する。

平成七年二月七日

提出者

中村正三郎

谷垣 慎一

木村 義雄

森本 晃司

木幡 弘道

小沢 鋭仁

小杉 隆

三原 朝彦

額賀福志郎

坂井 隆憲

岡島 正之

山下八洲夫

東中 光雄

田中 直紀

福田 康夫 東 祥三
松沢 成文 松田 岩夫
秋葉 忠利 前原 誠司
古堅 実吉

賛成者
福永 信彦外三十三名

兵庫東南部地震に關し國際的支援に対する感謝決議案

一月十七日早朝の兵庫東南部地震は、国民の予想をはるかに超える大きな被害をもたらした。

この震災に際し、世界各国より見舞いの言葉と様々な支援が寄せられた。

これらの善意は、激甚なる震災から復興に向けて立ち上がるとする被災者及びすべての国民に大いなる希望と勇気を与えるものであり、我が国民は、これを永遠に忘れることなく、深く心に銘記し、あらためて各国との友情と強い連帯関係の重要性を認識する。

我々は、これらの暖かい支援、心情に応え、一刻も早い復興に専心、努力することを決意し、ここに本院は、これらの国々・地域及び国際機関並びにNGOに対し深甚なる感謝の意を表明する。

右決議する。

平成六年度一般會計補正予算(第一号)

右

国会に提出する。

平成七年一月二十日

内閣総理大臣 村山、富市

平成6年度一般会計補正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 既定の平成6年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区 分	平成6年度成 立予算額(千円)	補 正		改平成6年度 予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	
入	73,081,669,430	1,586,760,102	△ 2,260,212,400	△ 673,452,298
出	73,081,669,430	1,331,644,624	△ 2,006,096,922	△ 673,452,298
				72,408,217,132

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により平成6年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第5条 平成6年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成6年度において公債を発行することができる限度額「10,509,200,000千円」を「11,566,300,000千円」に改める。

第6条 「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律」第1条第1項の規定により公債を発行することができる限度額は、199,900,000千円とする。

甲号 歳入歳出予算補正

歳 入

主 管	部	款	項	補 正			差 引
				追 加	額(千円)	修 正 減 少	額(千円)
総 理 府	維 収 入	納 付 金		12,148,319		0	12,148,319
				6,481,440		0	6,481,440

2 前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

第7条 平成6年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中、所管総理府、組織冲縄開発庁に係る項の「沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費」の次に、「沖縄災害復興旧事業工事諸費」を加える。

第8条 「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」の規定により、平成6年度において、国際復興開発銀行に設けられる地球環境の保全を支援するための基金に充てられた拠出することができる金額の限度は、11,424,523千円とする。

第9条 平成6年度一般会計予算総則第11条第1項の債務保証契約の限度額の表中

13 日本国有鉄道清算事業団 日本国有鉄道清算事業団 債券及び借入金に係る債務	「日本国有鉄道清算事業団 法」第41条	額面総額及び元本金額の合計額 2,250,300,000千円並びにその利息に相当する金額
---	------------------------	---

を

13 日本国有鉄道清算事業団 日本国有鉄道清算事業団 債券及び借入金に係る債務	「日本国有鉄道清算事業団 法」第41条	額面総額及び元本金額の合計額 2,562,400,000千円並びにその利息に相当する金額
---	------------------------	---

に改める。

運 輸 省	雑 収 入	アールエル専売事業 特別会計納付金	1,868,466	0	1,868,466
		アールエル専売事業 特別会計納付金	1,868,466	0	1,868,466
		公共事業費負担金	2,831,400	△	2,828,252
建設 省	雑 収 入	公共事業費負担金	2,831,400	△	2,828,252
		公共事業費負担金	5,305,162	△	5,274,843
		公共事業費負担金	5,305,162	△	5,274,843
		公共事業費負担金	5,305,162	△	5,294,670
		公共事業費負担金	0	△	19,827
		公共事業費負担金	0	△	19,827
歳 入 補 正 額 総 計			1,586,760,102	△	2,260,212,400
				△	673,452,298

所	管	組	機	項	補正額			
					追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
国	会	衆議院	衆議院	衆議院施設費	0	△ 2,111,400	△ 2,111,400	
				衆議院計	0	△ 2,086	△ 2,086	
				衆議院施設費	0	△ 2,113,486	△ 2,113,486	
				衆議院計	0	△ 880,812	△ 880,812	
				衆議院施設費	0	△ 1,135	△ 1,135	
				衆議院計	0	△ 881,947	△ 881,947	
				衆議院施設費	0	△ 507,584	△ 507,584	
				衆議院計	0	△ 2,434	△ 2,434	
				衆議院施設費	0	△ 510,018	△ 510,018	
				衆議院計	0	△ 11,125	△ 11,125	
国	立国会図書館	立国会図書館	立国会図書館施設費	0	△ 7,297	△ 7,297		
			立国会図書館計	0	△ 3,523,873	△ 3,523,873		
			立国会図書館施設費	0	△ 11,125	△ 11,125		
			立国会図書館計	0	△ 7,297	△ 7,297		
			立国会図書館施設費	0	△ 11,125	△ 11,125		
			立国会図書館計	0	△ 7,297	△ 7,297		
			立国会図書館施設費	0	△ 11,125	△ 11,125		
			立国会図書館計	0	△ 7,297	△ 7,297		
			立国会図書館施設費	0	△ 11,125	△ 11,125		
			立国会図書館計	0	△ 7,297	△ 7,297		

[illegible]

皇宮警察本部 警察施設費 都道府県警察費補助 計	公害等調整委員会 宮内庁 総務庁 総務施設費 恩給支給事務費 国連アジア統計研修協力費 統計調査費 国勢調査費 青少年対策本部 北方対策本部 計	北海道開発庁 北海道開発計画費 北海道開発事業指導監督費 北海道治水事業費 北海道治山事業費 北海道治水海岸事業工事諸費 北海道道路整備事業費 北海道道路工事諸費 北海道漁港漁村整備費 北海道漁港整備費 北海道空港整備事業費 北海道港湾漁港空港整備事業 工事諸費 北海道都市計画事業費
0	△	110,116
0	△	15,965
0	△	42,034
0	△	4,087,427
0	△	32,080
0	△	145,878
0	△	904,704
0	△	640
0	△	197,027
0	△	15,083
0	△	242,564
0	△	101,488
0	△	158,804
0	△	74,917
0	△	1,695,227
0	△	826,478
0	△	17,590
0	△	65,474
3,606,694	0	3,606,694
967,000	△	24,648
306	△	606,923
7,757,247	0	7,757,247
753	△	1,253,259
3,402,533	0	3,402,533
2,651,884	0	2,651,884
0	△	3,218
583	△	375,956
501,000	0	501,000

防衛省	本府	北海道都市公園事業工事諸費	0	△	2,835	△	2,835
		北海道環境衛生施設整備費	40,000		0		40,000
		北海道農業生産基盤整備事業費	31,728,461		0		31,728,461
		北海道農村整備事業費	14,300,000		0		14,300,000
		北海道農地等保全管理事業費	769,945		0		769,945
		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	2,594	△	314,703	△	312,109
		北海道造林事業費	264,000		0		264,000
		北海道林道事業費	224,000		0		224,000
		北海道災害復旧事業等工事諸費	426,662	△	1,921		424,741
		計	66,643,662	△	3,493,005		63,150,657
		防衛省本府購入費	0	△	16,516,242	△	16,516,242
		航空機購入費	0	△	1,986,548	△	1,986,548
		艦船建造費	0	△	1,666,017	△	1,666,017
		装備品等整備諸費	0	△	8,048	△	8,048
		施設整備等附帯事務費	0	△	7,635,100	△	7,635,100
防衛省	施設庁	研究開発費	0	△	733,014	△	733,014
		計	0	△	1,666,761	△	1,666,761
		防衛施設庁費	0	△	30,211,730	△	30,211,730
		調達業務管理費	0	△	375,017	△	375,017
		施設運営等関連諸費	0	△	896,705	△	896,705
		提供施設移設整備費	0	△	224,561	△	224,561
		計	0	△	5,088	△	5,088
		経済企画庁費	0	△	1,501,371	△	1,501,371
		経済研究費	0	△	469,879	△	469,879
		計	0	△	45,283	△	45,283
		科学技術振興費	0	△	515,162	△	515,162
		科学技術振興費	0	△	462,418	△	462,418
		計	0	△	5,271,897	△	5,271,897
		計	0	△	5,271,897	△	5,271,897

科学技術振興調整費	0	△	1,162,500	△	1,162,500	
海洋開發及地球科学技術調査研究促進費	0	△	744,062	△	744,062	
原子力平和利用研究促進費	0	△	5,011,063	△	5,011,063	
国立機関原子力試験研究費	0	△	169,031	△	169,031	
放射能調査研究費	0	△	60,359	△	60,359	
科学技術庁試験研究所	0	△	1,547,836	△	1,547,836	
科学技術庁試験研究所施設費	0	△	13,158	△	13,158	
計	0	△	14,442,324	△	14,442,324	
環境庁	0	△	728,337	△	728,337	
環境保全総合調査研究促進調整費	0	△	8,175	△	8,175	
国立機関公害防止等試験研究費	0	△	143,123	△	143,123	
地球環境研究総合推進費	0	△	172,500	△	172,500	
公害防止等調査研究費	0	△	107,971	△	107,971	
自然公園等管理費	0	△	66,919	△	66,919	
環境保全施設整備費	0	△	1,149	△	1,149	
自然公園等事業工事諸費	0	△	33,157	△	33,157	
環境庁研究所	0	△	295,472	△	295,472	
環境庁研究所施設費	0	△	390	△	390	
計	0	△	1,557,193	△	1,557,193	
沖繩開発庁	700,000	△	100,012		599,988	
沖繩振興開発計画推進調査費	0	△	15,000	△	15,000	
沖繩保健衛生諸費	0	△	3,274	△	3,274	
沖繩農業振興費	0	△	225	△	225	
沖繩開発事業指導監督費	0	△	5,988	△	5,988	
沖繩開港事業費	6,444,827	△	2,554		6,442,273	
沖繩治水事業工事諸費	0	△	8,219	△	8,219	
沖繩道路事業工事諸費	0	△	17,333	△	17,333	
沖繩港湾空港整備事業工事諸費	84	△	4,017	△	3,933	

官 報 (号 外)

法 務 省	法 務 省 本 省	法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	法 務 省 本 省 補 正 額 合 計
沖繩都市公園事業工事諸費	0	△	2,444	△	2,444	△	2,444	△	2,444
沖繩農業生産基盤整備事業工事諸費	89	△	8,936	△	8,936	△	8,936	△	8,936
沖繩災害復旧事業工事諸費	5,372	△	0	△	5,372	△	5,372	△	5,372
計	7,150,372	△	168,002	△	6,982,370	△	6,982,370	△	6,982,370
国 土 庁	191,365	△	645,386	△	454,021	△	454,021	△	454,021
地域活性化施策推進費	0	△	150,000	△	150,000	△	150,000	△	150,000
災害対策総合推進調整費	0	△	30,810	△	30,810	△	30,810	△	30,810
国土庁防災施設整備費	0	△	415	△	415	△	415	△	415
第四次全国総合開発計画推進調査費	0	△	37,500	△	37,500	△	37,500	△	37,500
国 土 調 査 費	0	△	413,033	△	413,033	△	413,033	△	413,033
小笠原諸島振興開発事業費	0	△	4,467	△	4,467	△	4,467	△	4,467
離島振興事業費	10,805,000	△	21,926	△	10,783,074	△	10,783,074	△	10,783,074
水資源開発事業費	780,000	△	0	△	780,000	△	780,000	△	780,000
計	11,776,365	△	1,303,537	△	10,472,828	△	10,472,828	△	10,472,828
総 理 府 所 管 補 正 額 合 計	85,570,399	△	60,545,049	△	25,025,350	△	25,025,350	△	25,025,350
法 務 省 本 省	0	△	3,117,997	△	3,117,997	△	3,117,997	△	3,117,997
登記事務費	0	△	820,368	△	820,368	△	820,368	△	820,368
外国人登録事務費	0	△	39,454	△	39,454	△	39,454	△	39,454
外国人登録施設費	0	△	81,270	△	81,270	△	81,270	△	81,270
計	5,708,132	△	29,438	△	5,678,694	△	5,678,694	△	5,678,694
法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	5,708,132	△	4,088,527	△	1,619,605	△	1,619,605	△	1,619,605
法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	0	△	41,541	△	41,541	△	41,541	△	41,541
法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	0	△	19,301	△	19,301	△	19,301	△	19,301
法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	0	△	60,842	△	60,842	△	60,842	△	60,842
法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	0	△	198,903	△	198,903	△	198,903	△	198,903
法 務 省 本 省 補 正 額 合 計	0	△	1,452,271	△	1,452,271	△	1,452,271	△	1,452,271

[illegible]

國家公務員等共済組合連合会 等助成費		0	△	690,109	△	690,109
産業投資特別会計へ繰入	費	6,000,000	△	0	△	6,000,000
國債	費	8,022,075	△	762,673,128	△	754,651,053
公務員宿舍施設費	費	0	△	10,782	△	10,782
經濟協力費	費	0	△	69,586	△	69,586
了了開發銀行出資	費	0	△	21,317	△	21,317
國民金融公庫補給金	費	18,232,000	△	0	△	18,232,000
予備費	費	0	△	200,000,000	△	200,000,000
計	費	32,254,075	△	967,394,136	△	935,140,063
財務局	局	0	△	554,717	△	554,717
財務局	局	0	△	954,671	△	954,671
財務局	局	0	△	1,881,101	△	1,881,101
財務局	局	0	△	9,626	△	9,626
財務局	局	0	△	47,031	△	47,031
財務局	局	0	△	1,937,758	△	1,937,758
財務局	局	0	△	970,841,284	△	938,587,209
大蔵省所管補正額合計	計	32,254,075	△	970,841,284	△	938,587,209
文部省	省	0	△	1,612,544	△	1,612,544
文部省	省	0	△	363	△	363
文部省	省	0	△	16,440	△	16,440
文部省	省	0	△	10,500	△	10,500
文部省	省	0	△	599,443	△	599,443
文部省	省	0	△	149,005	△	149,005
文部省	省	0	△	18,012,000	△	18,012,000
文部省	省	0	△	640,683	△	640,683
文部省	省	0	△	2,374,341	△	2,374,341
文部省	省	0	△	3,450,639	△	3,450,639
文部省	省	133,661	△	0	△	133,661

文 部 本 省 所 轄 機 關	青 英 事 業 費	0	△	544,500	△	544,500	
	私立學校助成費	0	△	3,233,689	△	3,233,689	
	科學振興費	0	△	6,258,899	△	6,258,899	
	南極地域觀測事業費	0	△	33,703	△	33,703	
	體育振興費	0	△	679,974	△	679,974	
	國立學校運営費	0	△	32,158,043	△	32,158,043	
	國立學校船舶建造及施設費	0	△	190,933	△	190,933	
	計	133,661	△	69,965,699	△	69,832,038	
	文 部 本 省 所 轄 研 究 所	0	△	140,266	△	140,266	
	文 部 本 省 所 轄 研 究 所 施 設 費	0	△	5,767	△	5,767	
	日 本 學 士 院	0	△	64,292	△	64,292	
	國立社會教育施設運営費	0	△	354,677	△	354,677	
	國立社會教育施設整備費	0	△	17,587	△	17,587	
	計	0	△	582,589	△	582,589	
	文 化 庁	0	△	218,044	△	218,044	
	文 化 庁 施 設 費	0	△	9	△	9	
	文 化 振 興 費	0	△	589,813	△	589,813	
文 部 省 所 管 補 正 額 合 計	文化財保存事業費	0	△	203,609	△	203,609	
	國立博物館施設費	0	△	200,890	△	200,890	
	國立博物館施設費	0	△	5,565	△	5,565	
	國立美術館施設費	0	△	238,752	△	238,752	
	國立美術館施設費	0	△	1,533	△	1,533	
	文化庁研究所施設費	0	△	111,479	△	111,479	
	文化庁研究所施設費	0	△	25,678	△	25,678	
	文化庁研究所施設費	0	△	42,919	△	42,919	
	計	0	△	1,638,291	△	1,638,291	
	文 部 省 所 管 補 正 額 合 計	133,661	△	72,186,579	△	72,052,918	

農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	厚生本省試験研究機関		農 林 水 産 本 省	農 林 水 産 本 省	農 林 水 産 本 省	農 林 水 産 本 省
		厚生本省試験研究所 血清等製造及検定費 厚生本省試験研究所施設費 計	検疫所 施設費 計	厚生本省試験研究所 血清等製造及検定費 厚生本省試験研究所施設費 計	検疫所 施設費 計	厚生本省試験研究所 血清等製造及検定費 厚生本省試験研究所施設費 計	検疫所 施設費 計
		0	△	490,071	△	490,071	△
		0	△	7,007	△	7,007	△
		0	△	258	△	258	△
		0	△	497,336	△	497,336	△
		0	△	174,608	△	174,608	△
		0	△	5,572	△	5,572	△
		0	△	180,180	△	180,180	△
		0	△	709,384	△	709,384	△
		0	△	6,046	△	6,046	△
		0	△	715,430	△	715,430	△
		0	△	140,258	△	140,258	△
		0	△	14,038	△	14,038	△
		0	△	154,296	△	154,296	△
		0	△	44,071	△	44,071	△
		0	△	37,533	△	37,533	△
		126,639,993	△	59,094,687		67,545,306	
		0	△	6,299,396	△	6,299,396	△
		0	△	378	△	378	△
		43,900,000	△	2,885,609		41,014,391	
		383,441	△	238,443		144,998	
		0	△	502,351	△	502,351	△
		20,000,000	△	1,407,153		18,592,847	
		38,500,000	△	167,439		38,332,561	
		0	△	49,104	△	49,104	△
		14,500,000	△	1,076,996		13,423,304	
		16,000,000	△	0		16,000,000	
		0	△	9,493,891	△	9,493,891	△

農林水産技術會議	國產大豆等保護対策費	0	△	13,869,203	△	13,869,203
	農業改良普及対策費	4,800,000	△	269,693		4,530,307
	畜産振興費	4,000,000	△	849,019		3,150,981
	牛肉等関税財源畜産振興費	0	△	501,865	△	501,865
	飼料需給安定費	0	△	300,000	△	300,000
	食品流通等対策費	1,782,889	△	374,223		1,408,666
	糖価安定対策費	0	△	1,764,930	△	1,764,930
	農業生産基盤整備事業等指導監督費	0	△	34,569	△	34,569
	農業生産基盤整備事業費	120,613,000	△	377,070		120,235,930
	牛肉等関税財源農業生産基盤整備事業費	150,000		0		150,000
	農村整備事業費	86,236,000		0		86,236,000
	農地等保全管理事業費	38,180,000	△	15,076		38,164,924
	農業施設災害復旧事業費	54,350,737		0		54,350,737
	農業施設災害関連事業費	2,724,000		0		2,724,000
	計	446,120,067	△	40,476,108		405,643,959
農林水産本省試験研究機關	農林水産技術會議	0	△	84,754	△	84,754
	農林水産業技術振興費	5,000,000	△	962,506		4,047,495
	農林水産業技術振興施設費	0	△	3,794	△	3,794
	計	5,000,000	△	1,041,053		3,958,947
	農林水産本省試験研究所	0	△	723,349	△	723,349
	農林水産本省検査指導所	0	△	553,049	△	553,049
	農林水産本省検査指導施設費	0	△	2,260	△	2,260
	計	0	△	555,309	△	555,309
	地方農政局	0	△	828,218	△	828,218
	地方農政局施設費	0	△	232	△	232
地方農政局	地方農政局工事請負費	0	△	9,221	△	9,221
	海岸事業工事請負費	0	△	26,364	△	26,364
	地すべり対策事業工事請負費	0	△			
	計	0	△	864,035	△	864,035

北海道統計情報事務所		北海道統計情報事務所					
食 糧	野 食	食 糧	野 食	食 糧	野 食	食 糧	野 食
斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
0	0	△	△	△	△	△	△
136,526	147,006	△	△	△	△	△	△
206,821	973,393	△	△	△	△	△	△
5,545	131,985	△	△	△	△	△	△
9,396,015	832,000	△	△	△	△	△	△
3,861,000	3,850,000	△	△	△	△	△	△
2,070,000	18,572,000	△	△	△	△	△	△
13,312,000	157,382	△	△	△	△	△	△
50,549,874	82,994	△	△	△	△	△	△
857,535	3,514	△	△	△	△	△	△
1,090	857,535	△	△	△	△	△	△
5,798,365	2,428	△	△	△	△	△	△
6,051,000	0	△	△	△	△	△	△
17,258,963	0	△	△	△	△	△	△
57,000	0	△	△	△	△	△	△
212,827	0	△	△	△	△	△	△
2,166	0	△	△	△	△	△	△
52,176	0	△	△	△	△	△	△
38,752	0	△	△	△	△	△	△
27,910,846	0	△	△	△	△	△	△
485,637,401	0	△	△	△	△	△	△
536,134,687	0	△	△	△	△	△	△

通商産業省	通商産業本省	通商産業統計調査費	0	△	2,346,276	△	2,346,276
	商工業統計調査費	0 <td>△<td>26,911</td><td>△<td>26,911</td><td></td></td></td>	△ <td>26,911</td> <td>△<td>26,911</td><td></td></td>	26,911	△ <td>26,911</td> <td></td>	26,911	
	中小工業等統計調査費	0 <td>△<td>124,249</td><td>△<td>124,249</td><td></td></td></td>	△ <td>124,249</td> <td>△<td>124,249</td><td></td></td>	124,249	△ <td>124,249</td> <td></td>	124,249	
	経済協力費	0 <td>△<td>1,869,555</td><td>△<td>1,869,555</td><td></td></td></td>	△ <td>1,869,555</td> <td>△<td>1,869,555</td><td></td></td>	1,869,555	△ <td>1,869,555</td> <td></td>	1,869,555	
	工業再配置促進対策費	0 <td>△<td>3,292</td><td>△<td>3,292</td><td></td></td></td>	△ <td>3,292</td> <td>△<td>3,292</td><td></td></td>	3,292	△ <td>3,292</td> <td></td>	3,292	
	電子計算機産業振興対策費	0 <td>△<td>16,815</td><td>△<td>16,815</td><td></td></td></td>	△ <td>16,815</td> <td>△<td>16,815</td><td></td></td>	16,815	△ <td>16,815</td> <td></td>	16,815	
	情報処理振興対策費	0 <td>△<td>104,886</td><td>△<td>104,886</td><td></td></td></td>	△ <td>104,886</td> <td>△<td>104,886</td><td></td></td>	104,886	△ <td>104,886</td> <td></td>	104,886	
	航空機国際共同開発促進費	0 <td>△<td>41,948</td><td>△<td>41,948</td><td></td></td></td>	△ <td>41,948</td> <td>△<td>41,948</td><td></td></td>	41,948	△ <td>41,948</td> <td></td>	41,948	
	繊維産業構造改善対策費	0 <td>△<td>30,325</td><td>△<td>30,325</td><td></td></td></td>	△ <td>30,325</td> <td>△<td>30,325</td><td></td></td>	30,325	△ <td>30,325</td> <td></td>	30,325	
	計	0 <td>△<td>4,564,257</td><td>△<td>4,564,257</td><td></td></td></td>	△ <td>4,564,257</td> <td>△<td>4,564,257</td><td></td></td>	4,564,257	△ <td>4,564,257</td> <td></td>	4,564,257	
通商産業検査所	通商産業検査所施設費	0 <td>△<td>111,336</td><td>△<td>111,336</td><td></td></td></td>	△ <td>111,336</td> <td>△<td>111,336</td><td></td></td>	111,336	△ <td>111,336</td> <td></td>	111,336	
	計	0 <td>△<td>501</td><td>△<td>501</td><td></td></td></td>	△ <td>501</td> <td>△<td>501</td><td></td></td>	501	△ <td>501</td> <td></td>	501	
工業技術院	工業技術振興費	0 <td>△<td>111,837</td><td>△<td>111,837</td><td></td></td></td>	△ <td>111,837</td> <td>△<td>111,837</td><td></td></td>	111,837	△ <td>111,837</td> <td></td>	111,837	
	鉱工業技術振興費	0 <td>△<td>56,673</td><td>△<td>56,673</td><td></td></td></td>	△ <td>56,673</td> <td>△<td>56,673</td><td></td></td>	56,673	△ <td>56,673</td> <td></td>	56,673	
	産業技術基盤研究開発費	0 <td>△<td>728,149</td><td>△<td>728,149</td><td></td></td></td>	△ <td>728,149</td> <td>△<td>728,149</td><td></td></td>	728,149	△ <td>728,149</td> <td></td>	728,149	
	エネルギー技術研究開発費	0 <td>△<td>114,533</td><td>△<td>114,533</td><td></td></td></td>	△ <td>114,533</td> <td>△<td>114,533</td><td></td></td>	114,533	△ <td>114,533</td> <td></td>	114,533	
	工業技術院試験研究所	0 <td>△<td>52,167</td><td>△<td>52,167</td><td></td></td></td>	△ <td>52,167</td> <td>△<td>52,167</td><td></td></td>	52,167	△ <td>52,167</td> <td></td>	52,167	
	工業技術院試験研究所施設費	0 <td>△<td>1,205,793</td><td>△<td>1,205,793</td><td></td></td></td>	△ <td>1,205,793</td> <td>△<td>1,205,793</td><td></td></td>	1,205,793	△ <td>1,205,793</td> <td></td>	1,205,793	
	計	0 <td>△<td>15,782</td><td>△<td>15,782</td><td></td></td></td>	△ <td>15,782</td> <td>△<td>15,782</td><td></td></td>	15,782	△ <td>15,782</td> <td></td>	15,782	
資源エネルギー庁	資源エネルギー対策費	0 <td>△<td>2,173,097</td><td>△<td>2,173,097</td><td></td></td></td>	△ <td>2,173,097</td> <td>△<td>2,173,097</td><td></td></td>	2,173,097	△ <td>2,173,097</td> <td></td>	2,173,097	
	エネルギー対策費	0 <td>△<td>81,306</td><td>△<td>81,306</td><td></td></td></td>	△ <td>81,306</td> <td>△<td>81,306</td><td></td></td>	81,306	△ <td>81,306</td> <td></td>	81,306	
	地下資源対策費	0 <td>△<td>74,320</td><td>△<td>74,320</td><td></td></td></td>	△ <td>74,320</td> <td>△<td>74,320</td><td></td></td>	74,320	△ <td>74,320</td> <td></td>	74,320	
	計	0 <td>△<td>112,720</td><td>△<td>112,720</td><td></td></td></td>	△ <td>112,720</td> <td>△<td>112,720</td><td></td></td>	112,720	△ <td>112,720</td> <td></td>	112,720	
中小企業庁	中小企業対策費	0 <td>△<td>268,346</td><td>△<td>268,346</td><td></td></td></td>	△ <td>268,346</td> <td>△<td>268,346</td><td></td></td>	268,346	△ <td>268,346</td> <td></td>	268,346	
	中小企業対策費	0 <td>△<td>41,145</td><td>△<td>41,145</td><td></td></td></td>	△ <td>41,145</td> <td>△<td>41,145</td><td></td></td>	41,145	△ <td>41,145</td> <td></td>	41,145	
	計	13,256,000	△ <td>9,677,451</td> <td></td> <td>3,578,549</td> <td></td>	9,677,451		3,578,549	
通商産業局	通商産業局	13,256,000	△ <td>9,718,596</td> <td></td> <td>3,537,404</td> <td></td>	9,718,596		3,537,404	
	通商産業局	0	△ <td>265,762</td> <td>△<td>265,762</td><td></td></td>	265,762	△ <td>265,762</td> <td></td>	265,762	

運 輸 省	運 輸 本 省	商工航業統計調査費		工ネルギー対策費	
		輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
輸 輸 本 省	輸 輸 本 省	0	△	8,006	△
	輸 輸 本 省	0	△	30,675	△
	輸 輸 本 省	0	△	304,443	△
	輸 輸 本 省	0	△	34,560	△
	輸 輸 本 省	0	△	17,175,136	△
	輸 輸 本 省	0	△	1,506,707	△
	輸 輸 本 省	0	△	125,223	△
	輸 輸 本 省	0	△	668,506	△
	輸 輸 本 省	0	△	20,384	△
	輸 輸 本 省	0	△	12,294	△
輸 輸 本 省	輸 輸 本 省	13,513,000	△	516,196	△
	輸 輸 本 省	0	△	142,884	△
	輸 輸 本 省	20,983,251	△	0	△
	輸 輸 本 省	22,000	△	22,000	△
	輸 輸 本 省	34,518,251	△	2,992,194	△
	輸 輸 本 省	0	△	179,885	△
	輸 輸 本 省	0	△	668	△
	輸 輸 本 省	0	△	180,553	△
	輸 輸 本 省	0	△	531,714	△
	輸 輸 本 省	0	△	427,363	△
輸 輸 本 省	輸 輸 本 省	0	△	42,252	△
	輸 輸 本 省	0	△	44,524	△
	輸 輸 本 省	0	△	12,515	△
	輸 輸 本 省	0	△	3,267,112	△
	輸 輸 本 省	0	△	2,223	△
	輸 輸 本 省	0	△	5,944	△
	輸 輸 本 省	0	△	0	△
	輸 輸 本 省	0	△	0	△
	輸 輸 本 省	0	△	0	△
	輸 輸 本 省	0	△	0	△

外(号)報

航空標識整備事業工事諸費		0	△	△	80,062
計		0	△	△	3,355,341
海難審判庁	海難審判庁	0	△	△	44,074
海難象	海難象	0	△	△	1,275,232
静止気象衛星業務費	静止気象衛星業務費	0	△	△	122,093
気象官署施設費	気象官署施設費	0	△	△	1,086
船舶建造費	船舶建造費	0	△	△	1,123
船舶研究費	船舶研究費	0	△	△	83,357
計	計	0	△	△	1,482,891
運輸省所管補正額合計	運輸省所管補正額合計	34,518,251	△	△	9,113,421
郵政省本省郵政通信監理施設費	郵政省本省郵政通信監理施設費	0	△	△	372,199
電気通信監理施設費	電気通信監理施設費	0	△	△	69,129
計	計	0	△	△	38
通信総合研究所	通信総合研究所	0	△	△	441,366
地方電気通信監理局	地方電気通信監理局	0	△	△	203,354
郵政省所管補正額合計	郵政省所管補正額合計	0	△	△	80,274
労働省本省労働統計調査費	労働省本省労働統計調査費	0	△	△	8,110,175
労働統計調査費	労働統計調査費	0	△	△	31,567
失業対策事業費	失業対策事業費	0	△	△	1,394
職業転換対策事業費	職業転換対策事業費	0	△	△	1,345,791
計	計	0	△	△	9,488,927
労働本省研究機関	労働本省研究機関	0	△	△	22,818
中央労働委員会	中央労働委員会	0	△	△	67,471
労働保護官署	労働保護官署	0	△	△	712,722

職 業 安 定 官 署	勞 働 統 計 調 査 費	計	△	△	△
職 業 安 定 官 署 施 設 費	0	△	3,274	△	3,274
職 業 安 定 官 署 施 設 費	0	△	715,996	△	715,996
職 業 安 定 官 署 施 設 費	0	△	1,348,841	△	1,348,841
計	0	△	300	△	300
職 業 安 定 官 署 施 設 費	0	△	1,349,141	△	1,349,141
計	0	△	11,644,353	△	11,644,353
勞 働 統 計 調 査 費	0	△	639,961	△	639,961
官 庁 管 理 費	0	△	68,518	△	68,518
河 川 管 理 費	0	△	39,774	△	39,774
建 設 事 業 指 導 監 督 費	0	△	75,167	△	75,167
治 水 事 業 費	31,393,000	△	906,728	△	30,486,272
海 岸 事 業 工 事 費	0	△	30,236	△	30,236
道 路 整 備 等 事 業 費	50,722,000	△	436,730	△	50,285,270
住 宅 建 設 等 事 業 費	10,757,423	△	0	△	10,757,423
住 宅 對 策 諸 費	139,201,417	△	951,382	△	138,250,035
都 市 計 画 事 業 費	24,105,000	△	0	△	24,105,000
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	194,119,319	△	0	△	194,119,319
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	292,696	△	68,792	△	223,904
都 市 災 害 復 旧 事 業 費	4,238,000	△	0	△	4,238,000
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	15,276,000	△	0	△	15,276,000
計	470,104,855	△	3,217,288	△	466,887,567
國 土 地 理 院 費	0	△	456,811	△	456,811
建 設 本 省 試 驗 研 究 機 關 費	0	△	104,820	△	104,820
地 方 建 設 局 費	0	△	61,585	△	61,585
計	0	△	5,714	△	5,714
建 設 省 所 管 補 正 額 合 計	470,104,855	△	3,846,218	△	466,258,637

自 治 省	自 治 本 省	自 治 本 省			
		地方交付税金	0	△ 517,116	△ 517,116
		地方交付税交付金	0	△ 719,040,000	△ 719,040,000
		地方債元利助成費	0	△ 5,000	△ 5,000
		地方公営企業助成費	0	△ 41,000	△ 41,000
		計	0	△ 719,603,116	△ 719,603,116
	防	消防	0	△ 85,812	△ 85,812
	庁	消防施設等整備費	0	△ 1,135,780	△ 1,135,780
		消防研究所	0	△ 21,811	△ 21,811
		計	0	△ 1,243,403	△ 1,243,403
	自治省所管補正額合計		0	△ 720,846,519	△ 720,846,519
歳出補正額總計			1,331,644,624	△ 2,005,096,922	△ 673,452,298

丙号 爆越明許寶補正

所 管	組 織	事 項	
總 理 府	沖 繩 開 港 庁	(項) 沖 繩 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費	

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	組 織	事 項	限 度 額 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 率	事 由
総 理 府	北海道開発庁	急傾斜地崩壊対策事業費補助	108,500	平成 6 年度	平成 7 年度	急傾斜地崩壊対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		直轄海岸保全施設整備事業	42,000	平成 6 年度	平成 7 年度	胆振海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するため
		海岸保全施設整備事業費補助	431,100	平成 6 年度	平成 7 年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸環境整備事業費補助	67,000	平成 6 年度	平成 7 年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

直轄漁港修築事業 漁港漁村整備費補助	1,646,000 1,777,000	平成 6 年度 平成 6 年度	平成 7 年度 平成 7 年度	大津漁港はか 8 漁港の修築事業には、多くの日数を要するため 漁港漁村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
公営住宅建設等事業 費補助 既 定 追 加 改 定	32,766,358 534,000 33,300,358	平成 6 年度 同 —	平成 6 年度以 降 3 箇年度以内 平成 7 年度 —	公営住宅建設等事業については、その事業を円滑に実施するため、 あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要する ため
住宅宅地関連公共施設 整備促進事業費補助	65,000	平成 6 年度	平成 7 年度	住宅宅地関連公共施設整備促進事業については、その事業を円滑に 実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行 うことを要するため
国 営 公 園 整 備 都市公園事業費補助	550,000 1,450,000	平成 6 年度 平成 6 年度	平成 7 年度 平成 7 年度	滝野すずらん丘陵公園の施設整備には、多くの日数を要するため 都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
下水道事業費補助	6,611,000	平成 6 年度	平成 7 年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじ めその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
水道広域化施設整備 費補助	180,000	平成 6 年度	平成 7 年度	水道広域化施設整備事業については、その事業を円滑に実施するた め、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要 するため
廃棄物処理施設整備 費補助	190,010	平成 6 年度	平成 7 年度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するた め、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要 するため
かんがい排水事業費 補助	523,000	平成 6 年度	平成 7 年度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
圃場整備事業費補助	351,000	平成 6 年度	平成 7 年度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
諸土地改良事業費補 助	774,000	平成 6 年度	平成 7 年度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらか じめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

事業費補助	2,828,000	平成 6 年度	平成 7 年度	畑地帯総合土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業費補助	934,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地整備公団事業費補助	1,429,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農用地整備公団事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農道整備事業費補助	1,448,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農業集落排水事業費補助	704,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農業集落排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農村総合整備事業費補助	196,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
中山間総合整備事業費補助	914,000	平成 6 年度	平成 7 年度	中山間総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
直轄地すべり対策事業	100,000	平成 6 年度	平成 7 年度	ルーク地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため
農地防災事業費補助	268,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農地保全事業費補助	280,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林道事業費補助	838,000	平成 6 年度	平成 7 年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沿岸漁場整備開発事業費補助	378,000	平成 6 年度	平成 7 年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林漁業用揮発油税財源整備事業費補助	1,346,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農林漁業用揮発油税財源整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

沖 縄 県	海 岸 事 業 費 補 助	227,700	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国	海 岸 事 業 費 補 助	606,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	漁港漁村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
土 市	水 道 用 水 供 給 施 設 整 備 費 補 助	420,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	水道用供水供給施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
市	国 営 公 園 整 備 下 水 道 事 業 費 補 助	210,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	国営沖縄記念公園の施設の整備には、多くの日数を要するため 下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
県	農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業 費 補 助	708,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	農業生産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
市	農 村 整 備 事 業 費 補 助	445,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
市	農 地 等 保 全 管 理 事 業 費 補 助	70,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	農地等保全管理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
市	農 用 地 整 備 公 団 事 業 費 補 助	190,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	農用地整備公団事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
市	林 道 事 業 費 補 助	66,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
市	海 岸 事 業 費 補 助	577,200	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
市	漁 港 漁 村 整 備 費 補 助	3,292,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	漁港漁村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
市	都 市 公 園 事 業 費 補 助	40,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
市	下 水 道 事 業 費 補 助	110,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

農林水産省	農林水産本省	事業名	平成6年度	平成7年度	説明
農林水産省	農林水産本省	農業生産基盤整備事業費補助	527,000	平成6年度	農業生産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農村整備事業費補助	378,000	平成6年度	農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農地等保全管理事業費補助	50,000	平成6年度	農地等保全管理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		林道事業費補助	155,000	平成6年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	144,000	平成6年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		水道広域化施設整備費補助	4,439,000	平成6年度	水道広域化施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		廃棄物処理施設整備費補助	2,296,990	平成6年度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		直轄海岸保全施設整備事業	100,000	平成6年度	有明海岸の海岸保全施設の改良工事には、多くの日数を要するため
		海岸保全施設整備事業費補助	147,000	平成6年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸環境整備事業費補助	100,000	平成6年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林水産省	農林水産本省	かんがい排水事業費補助	136,491	平成6年度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追加工定改	2,680,000 2,816,491	平成7年度以降3箇年度以内 平成7年度	

圃場整備事業費補助	4,601,000	平成 6 年度	平成 7 年度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
諸土地改良事業費補助	1,543,000	平成 6 年度	平成 7 年度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
畑地帯総合土地改良事業費補助	811,000	平成 6 年度	平成 7 年度	畑地帯総合土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地開発事業費補助	477,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農用地整備公団事業費補助	848,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農用地整備公団事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農道整備事業費補助	3,614,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農業集落排水事業費補助	4,911,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農業集落排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農村総合整備事業費補助	3,493,000	平成 6 年度	平成 7 年度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
中山間総合整備事業費補助	1,220,000	平成 6 年度	平成 7 年度	中山間総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
直轄地すべり対策事業	450,000	平成 6 年度	平成 7 年度	笹ヶ峰地区はか 2 地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため
農地防災事業費補助	910,622	平成 6 年度	平成 7 年度以降 3 箇年度以内	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加	2,052,000	同	平成 7 年度	
改 定	2,962,622	—	—	

運輸省	運輸本省	事業費補助		平成6年度	平成7年度	
		農地保全事業費補助	公害対策事業費補助			
林野庁	林野庁	農林漁業用揮発油税財源整備事業費補助	1,386,000	平成6年度	平成7年度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 公害対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 農林漁業用揮発油税財源整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		林道事業費補助	3,899,000	平成6年度	平成7年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		林業地域総合整備事業費補助	319,000	平成6年度	平成7年度	林業地域総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		大規模林業園開発林道事業費補助	2,569,000	平成6年度	平成7年度	大規模林業園開発林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸保全施設整備事業費補助	310,000	平成6年度	平成7年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸環境整備事業費補助	150,000	平成6年度	平成7年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		漁港修築費補助	5,145,000	平成6年度	平成7年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		漁港漁村環境整備事業費補助	245,000	平成6年度	平成7年度	漁港漁村環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沿岸漁港整備開発事業費補助	993,000	平成6年度	平成7年度	沿岸漁港整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		直轄海岸保全施設整備事業	405,000	平成6年度	平成7年度	釜石港海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するため

建設省	建設本省	海岸保全施設整備事業費補助		平成6年度	平成6年度及び平成7年度	
		既 定	追加改定			
		918,000	834,000 1,752,000	平成6年度 同 —	平成6年度及び平成7年度 平成7年度 —	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		340,000		平成6年度	平成7年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		451,210	1,671,500 2,122,710	平成6年度 同 —	平成6年度以降3箇年度以内 平成7年度 —	急傾斜地崩壊対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		265,000	115,500 380,500	平成6年度 同 —	平成6年度及び平成7年度 平成7年度 —	雪崩対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		866,000		平成6年度	平成7年度	青森海岸ほか6海岸の海岸保全施設の新設工事には、多くの日数を要するため
		776,200		平成6年度	平成7年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		301,200		平成6年度	平成7年度	海岸環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

公営住宅建設等事業費補助	定	361,614,985	平成6年度	平成6年度以降4箇年度以内	公営住宅建設等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追	加	168,000	同	平成7年度	
改	定	361,782,985	—	—	
住宅地関連公共施設整備促進事業費補助	定	785,000	平成6年度	平成7年度	住宅地関連公共施設整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
住宅市新地総合整備事業費補助	定	564,000	平成6年度	平成7年度	
市街地再開発事業費補助	定	964,000	平成6年度	平成7年度	
国営公園整備	定	8,956,000	平成6年度	平成6年度以降5箇年度以内	市街地再開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追	加	687,000	同	平成7年度	
改	定	9,643,000	—	—	
都市公園事業費補助	定	19,500,000	平成6年度	平成7年度以降4箇年度以内	国営讃岐まんのう公園ほか3箇所の施設の整備には、多くの日数を要するため
追	加	5,549,000	同	平成7年度	
改	定	25,049,000	—	—	
下水道事業費補助	定	84,882,000	平成6年度	平成6年度以降5箇年度以内	都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追	加	29,168,000	同	平成7年度	
改	定	114,050,000	—	—	

下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

国営讃岐まんのう公園ほか3箇所の施設の整備には、多くの日数を要するため

都市公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

市街地再開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

住宅地総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

住宅地関連公共施設整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

平成六年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、予算作成後に生じた事由により、歳出面において、災害復旧等事業費、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費、義務的経費の追加等を行う一方、既定経費の節減、地方交付税交付金の減額及び予備費の減額を行い、歳入面においては、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の減収を見込む一方、税外収入の増収を計上するとともに、公債金及び特例公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、一般公共事業について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成六年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	歳出
当初	当初
補正	補正
追加	追加
修正減少	修正減少
差引	差引
計	計
歳入	歳出
1 租税及印紙収入	1 災害復旧等事業費
2 専売納付金	2 ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費
3 官業益金及官業収入	(1) 公共事業等の追加
4 雑収入	(2) その他
5 公債金	3 義務的経費の追加
(1) 公債金	4 住宅・都市整備公団補給金等
(2) 特例公債金	5 漁船再保険及漁業共済保険特別会計へ繰入等
	6 その他の経費
	(1) 国際分担金及び拠出金
	(2) 国民金融公庫補給金
	(3) 中小企業金融公庫補給金
	(4) 社会福祉施設整備費
	(5) その他
	7 既定経費の節減
	8 地方交付税交付金の減額
	9 予備費の減額
	計
	二 補正予算の可決理由
	本補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
	右報告する。
	平成七年二月七日
	衆議院議長 土井たか子殿
	平成六年度特別会計補正予算(特第1号)
	国会に提出する。
	平成七年一月二十日
	内閣総理大臣 村山 富市

平成6年度特別会計修正予算
予 算 総 則 補 正

第1条 次に掲げる各特別会計の平成6年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

総理府、大蔵省及び自治省所管	交付税及び譲与税配付金	登記局
法務省所管	債 務 整 理 基 金	債 務 局
大蔵省所管	印 債 整 理 基 金	印 債 局
文部省所管	産 債 整 理 基 金	産 債 局
厚生省所管	国 債 整 理 基 金	国 債 局
農林水産省所管	国 債 整 理 基 金	国 債 局
	農 業 共 済 年 保 険 金	農 業 共 済 年 保 険 金
	漁 船 再 保 険 及 漁 業 共 済 保 険 金	漁 船 再 保 険 及 漁 業 共 済 保 険 金
	農 業 経 営 基 盤 強 化 措 置 業 業 業	農 業 経 営 基 盤 強 化 措 置 業 業 業
	国 有 林 野 事 業 業	国 有 林 野 事 業 業
	国 営 土 地 改 良 事 業 業	国 営 土 地 改 良 事 業 業
運輸省所管	港 自 動 車 検 査 登 録 備 備	港 自 動 車 検 査 登 録 備 備
郵政省所管	空 郵 政 政 貯 蓄 金 金	空 郵 政 政 貯 蓄 金 金
建設省所管	簡 易 生 命 保 險 備 備	簡 易 生 命 保 險 備 備
	道 路 整 理 水	道 路 整 理 水

第2条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成6年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

第4条 平成6年度特別会計予算総則第8条に定める「日本たばこ産業株式会社法」第3条の規定により、国債整理基金特別会計において平成6年度に処分することができる日本たばこ産業株式会社の株式の限度数「666,666株」を「394,276株」に改める。

第5条 平成6年度特別会計予算総則第10条の各特別会計の借入金の限度額の表中

交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定	6,713,520,829千円
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定	7,432,560,829千円
国 有 林 野 事 業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項及び「国有林野事業改善特別措置法」第4条第4項	国有林野事業勘定	288,000,000千円
国 有 林 野 事 業	「国有林野事業特別会計法」第5条第2項及び「国有林野事業改善特別措置法」第4条第4項	国有林野事業勘定	313,600,000千円
国 営 土 地 改 良 事 業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項		70,600,000千円
国 営 土 地 改 良 事 業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項		84,400,000千円
郵 政 事 業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項		474,900,000千円
郵 政 事 業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項		445,000,000千円
郵 政 事 業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項		423,000,000千円
郵 政 事 業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項		383,000,000千円

第6条 平成6年度特別会計予算総則第11条第1項の各特別会計の一時借入金等の最高額の表中に改める。

第7条 平成6年度特別会計予算総則第12条に定める各特別会計において、給与準則の適用を受け、給与準則に対して支給する給与の総額中

「造幣局 8,573,063千円」を「造幣局 8,481,638千円」に、
「印刷局 35,452,707千円」を「印刷局 35,106,071千円」に、
「国有林野事業 86,545,895千円」を「国有林野事業 85,664,412千円」に、
「郵政事業 2,006,834,016千円」を「郵政事業 1,988,656,292千円」に
改める。

第8条 平成6年度特別会計予算総則第19条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の表中

4 国有林野事業特別会計	288,000,000千円	0千円
を		
4 国有林野事業特別会計	313,600,000千円	0千円
に、		
5 国土改良事業特別会計	70,600,000千円	0千円
を		
5 国土改良事業特別会計	84,400,000千円	0千円
に、		
20 森林開発公社	19,000,000千円	0千円

20 森林開発公社	19,900,000千円	0千円
に、		
23 水資源開発公社	64,000,000千円	50,100,000千円
を		
23 水資源開発公社	64,300,000千円	50,100,000千円
に、		
29 農用地整備公社	11,000,000千円	0千円
を		
29 農用地整備公社	12,700,000千円	0千円
に、		
40 日本国有鉄道清算事業団	805,000,000千円	50,000,000千円
を		
40 日本国有鉄道清算事業団	1,117,100,000千円	50,000,000千円

に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正 額		
				追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)
総理府、大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金 勘定	入	一般会計より受入	0	△ 719,040,000	△ 719,040,000
				719,040,000	△ 719,040,000	△ 719,040,000
				719,040,000	0	719,040,000
				719,040,000	0	719,040,000
	歳入	借入金	一般会計より受入	719,040,000	△ 719,040,000	0
				719,040,000	△ 719,040,000	0
	歳出	借入金	一般会計より受入	719,040,000	△ 719,040,000	0
				719,040,000	△ 719,040,000	0

[illegible]

厚生省	厚生保健	保険	厚生省	厚生保健	保険
入	入	入	入	入	入
保険料収入	1,769,852	△ 153,715,585	△ 151,945,683	△ 135,075,209	△ 17,889,021
一般会計より受入	0	△ 136,075,209	△ 135,075,209	△ 135,075,209	△ 17,889,021
日雇拠出金収入	751,305	△ 18,640,326	△ 18,640,326	△ 18,640,326	△ 1,018,547
運用収入	1,018,547	0	0	△ 6,986,467	△ 6,986,467
事業運営安定資金より受入	0	△ 6,986,467	△ 6,986,467	△ 6,986,467	△ 6,986,467
雑収入	115,700,248	0	0	△ 115,700,248	△ 115,700,248
雑収入	268,106	△ 437,302	△ 437,302	△ 169,196	△ 169,196
補正額	117,738,206	△ 161,139,304	△ 43,401,098	△ 43,401,098	△ 18,357,204
保険給付費	5,787,423	△ 24,144,627	△ 18,357,204	△ 18,357,204	△ 22,566,632
老人保健拠出金	0	△ 22,566,632	△ 22,566,632	△ 22,566,632	△ 2,778,059
退職者給付拠出金	0	△ 2,778,059	△ 2,778,059	△ 2,778,059	△ 300,797
諸支出金	300,797	0	0	△ 43,401,098	△ 43,401,098
歳出補正額	6,088,220	△ 49,489,318	△ 43,401,098	△ 43,401,098	△ 43,401,098
一般会計より受入	0	△ 46,804	△ 46,804	△ 46,804	△ 46,804
業務取扱費	0	△ 46,804	△ 46,804	△ 46,804	△ 46,804
一般会計より受入	0	△ 1,903,753	△ 1,903,753	△ 1,903,753	△ 1,903,753
児童手当収入	0	△ 1,903,753	△ 1,903,753	△ 1,903,753	△ 1,903,753
児童手当収入	0	△ 35,118	△ 35,118	△ 35,118	△ 35,118
歳入補正額	0	△ 1,938,871	△ 1,938,871	△ 1,938,871	△ 1,938,871

[illegible]

国民年金 業務勘定 歳入	国民年金 業務勘定 歳出	他会計より受入	一般会計より受入 業務取扱い費 施設整備費				
				△	1,584,307	△	1,584,307
		0	0	△	1,584,307	△	1,584,307
		0	0	△	1,584,000	△	1,584,000
		0	0	△	307	△	307
		0	0	△	1,584,307	△	1,584,307
農林水産省 農業共済再保険 業務勘定 歳入	農林水産省 農業共済再保険 業務勘定 歳出	農業再保険収入	一般会計より受入 食糧管理特別会計より受入 前年度繰越資金受入				
				△	57,823,007	△	57,439,566
		383,441	383,441	△	30,819	△	352,622
		0	0	△	57,715,320	△	57,715,320
		0	0	△	76,868	△	76,868
		0	0	△	499,043	△	499,043
		再保険金支払基金勘定より受入		△	499,043	△	499,043
		24,233,272	0	△	0	△	24,233,272
		24,233,272	0	△	24,233,272	△	24,233,272
		借入金	借入金	△	58,322,050	△	33,705,337
		24,616,713	0	△	32,049,122	△	32,049,122
		農業再保険費	0	△	1,303,014	△	1,303,014
		農業共済組合連合会等補助及交付金	0	△	236,642	△	146,799
		国債整理基金特別会計へ繰入子	383,441	△	500,000	△	500,000
		歳出補正額	383,441	△	34,088,778	△	33,705,337
		0	0	△	68,082	△	68,082
		他会計より受入	一般会計より受入	△	68,082	△	68,082

[illegible]

就農支援資金貸付金		4,800,000	0	4,800,000
歳出	補正額	23,287,000	△	806,392
国有林野事業収入		0	△	23,925,308
林野等売却収入		0	△	22,000,000
雑収入		0	△	1,925,308
一般会計より受入		3,057,000	△	9,126
一般会計より受入		3,057,000	△	9,126
他勘定より受入		0	△	148,621
借入金		25,600,000	0	0
借入金		25,600,000	0	0
国有林野事業費		28,657,000	△	24,083,055
一般会計より受入		6,657,000	△	2,083,055
一般会計より受入		10,704,136	△	156,858
一般会計より受入		10,704,136	△	156,858
地方公共団体工事費負担金収入		259,000	△	10,383
地方公共団体工事費負担金収入		259,000	△	10,383
歳入		10,963,136	△	167,241
補正額		9,769,888	0	0
北海道治山事業費		982,803	0	0
離島治山事業費		134,992	0	0
沖繩治山事業費		38,000	0	0

国営土地改良事業		治山事業工事結費					
歳入	歳出	歳入	歳出	正額	正額	正額	正額
他会計より受入金	一般会計より受入金	61,227,054	△	398,603	△	167,241	△
借入金	借入金	13,800,000	△	0	△	398,603	△
土地改良事業費負担金等収入	土地改良事業費負担金収入	0	△	2,567	△	2,567	△
歳入	歳入	75,027,054	△	401,170	△	2,567	△
歳出	歳出	52,468,883	△	0	△	0	△
		18,722,406	△	0	△	0	△
		2,049,565	△	0	△	0	△
		744,911	△	0	△	0	△
		1,014,400	△	0	△	0	△
		12,889	△	478,762	△	465,873	△
		91,592	△	0	△	91,592	△
		75,104,646	△	478,762	△	74,625,884	△
他会計より受入金	他会計より受入金	20,999,449	△	586,460	△	20,412,989	△
他勘定より受入金	特定港灣施設工事勘定より受入金	0	△	49,361	△	49,361	△
港灣管理者工事費負担金収入	港灣管理者工事費負担金収入	5,666,000	△	300,752	△	5,365,248	△
		5,666,000	△	300,752	△	5,365,248	△

(外号)報官

歳入	歳出	受託工事納付金収入		受託工事納付金収入		受託工事納付金収入		受託工事納付金収入	
		歳入	補正額	歳入	補正額	歳入	補正額	歳入	補正額
歳入	歳出	0	△	69,237	△	69,237	△	69,237	△
		26,655,449	△	1,005,810	△	25,659,639	△	69,237	△
		18,314,489	△	0	△	18,314,489	△	18,314,489	△
		4,152,533	△	0	△	4,152,533	△	4,152,533	△
		2,289,919	△	0	△	2,289,919	△	2,289,919	△
歳入	歳出	1,905,916	△	0	△	1,905,916	△	1,905,916	△
		2,592	△	1,005,810	△	1,003,218	△	1,003,218	△
		26,655,449	△	1,005,810	△	25,659,639	△	25,659,639	△
		0	△	12,027	△	12,027	△	12,027	△
		0	△	10,648	△	10,648	△	10,648	△
歳入	歳出	0	△	26,686	△	26,686	△	26,686	△
		0	△	26,686	△	26,686	△	26,686	△
		0	△	49,361	△	49,361	△	49,361	△
		0	△	49,361	△	49,361	△	49,361	△
		0	△	23,204	△	23,204	△	23,204	△
歳入	歳出	0	△	23,204	△	23,204	△	23,204	△
		0	△	23,204	△	23,204	△	23,204	△
		0	△	23,204	△	23,204	△	23,204	△
		0	△	23,204	△	23,204	△	23,204	△
		0	△	23,204	△	23,204	△	23,204	△
歳入	歳出	0	△	149,178	△	149,178	△	149,178	△
		0	△	149,178	△	149,178	△	149,178	△
		0	△	149,178	△	149,178	△	149,178	△
		0	△	149,178	△	149,178	△	149,178	△
		0	△	149,178	△	149,178	△	149,178	△

郵政省郵政事業		郵政一般貯金		郵政一般貯金		郵政一般貯金		郵政一般貯金	
入	出	入	出	入	出	入	出	入	出
地方公共団体工事費負担金収入		地方公共団体工事費負担金収入		地方公共団体工事費負担金収入		地方公共団体工事費負担金収入		地方公共団体工事費負担金収入	
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△
15,849	△	15,849	△	15,849	△	15,849	△	15,849	△
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△
1,158	△	1,158	△	1,158	△	1,158	△	1,158	△
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△
166,185	△	166,185	△	166,185	△	166,185	△	166,185	△
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△
9,526,564	△	9,526,564	△	9,526,564	△	9,526,564	△	9,526,564	△
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△
9,526,564	△	9,526,564	△	9,526,564	△	9,526,564	△	9,526,564	△
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△
29,940,754	△	29,940,754	△	29,940,754	△	29,940,754	△	29,940,754	△
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△
29,900,000	△	29,900,000	△	29,900,000	△	29,900,000	△	29,900,000	△
40,754	△	40,754	△	40,754	△	40,754	△	40,754	△
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△
39,467,318	△	39,467,318	△	39,467,318	△	39,467,318	△	39,467,318	△
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△
22,626,564	△	22,626,564	△	22,626,564	△	22,626,564	△	22,626,564	△
40,754	△	40,754	△	40,754	△	40,754	△	40,754	△
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△
16,800,000	△	16,800,000	△	16,800,000	△	16,800,000	△	16,800,000	△
39,467,318	△	39,467,318	△	39,467,318	△	39,467,318	△	39,467,318	△
1,192,484	△	1,192,484	△	1,192,484	△	1,192,484	△	1,192,484	△
1,192,484	△	1,192,484	△	1,192,484	△	1,192,484	△	1,192,484	△
48,593,937	△	48,593,937	△	48,593,937	△	48,593,937	△	48,593,937	△
48,593,937	△	48,593,937	△	48,593,937	△	48,593,937	△	48,593,937	△
49,786,421	△	49,786,421	△	49,786,421	△	49,786,421	△	49,786,421	△
0	△	0	△	0	△	0	△	0	△
5,645,440	△	5,645,440	△	5,645,440	△	5,645,440	△	5,645,440	△

金融自由化対策特別勘定		郵政事業特別会計へ繰入			
歳入	歳出	保険料収入	保険料	0	△ 2,984
841,815,558		841,815,558	0	0	841,815,558
69,604,043		69,604,043	0	0	69,604,043
49,584		49,584	0	0	49,584
49,584		49,584	0	0	49,584
911,469,185		911,469,185	0	0	911,469,185
0		0	△ 128,449,492	△ 128,449,492	△ 128,449,492
0		0	△ 57,418,540	△ 57,418,540	△ 57,418,540
0		0	△ 3,918,894	△ 3,918,894	△ 3,918,894
0		0	△ 189,786,926	△ 189,786,926	△ 189,786,926
59,999,247		59,999,247	△ 436,730	△ 436,730	59,562,517
9,140,000		9,140,000	△ 309,280	△ 309,280	8,830,720
9,140,000		9,140,000	△ 309,280	△ 309,280	8,830,720
69,139,247		69,139,247	△ 746,010	△ 746,010	68,393,237
56,225,447		56,225,447	0	0	56,225,447
8,247,247		8,247,247	0	0	8,247,247
2,467,000		2,467,000	0	0	2,467,000
668,000		668,000	0	0	668,000
845,000		845,000	0	0	845,000

[illegible]

出	歳入	歳出	地方公共団体工事費負担金収入		地方公共団体工事費負担金収入		電気事業者等工事費負担金収入		電気事業者等工事費負担金収入	
			補正額	多目的ダム建設事業費 工事諸費等治水勘定へ繰入	補正額	多目的ダム建設事業費 工事諸費等治水勘定へ繰入	補正額	多目的ダム建設事業費 工事諸費等治水勘定へ繰入	補正額	多目的ダム建設事業費 工事諸費等治水勘定へ繰入
	1,205,352	△	84,678	1,120,674						
	1,205,352	△	84,678	1,120,674						
	114,987	△	53,351	61,636						
	114,987	△	53,351	61,636						
	6,999,339	△	313,350	6,685,989						
	6,998,702	△	0	6,998,702						
	637	△	313,350	312,713						
	6,999,339	△	313,350	6,685,989						

丁号 国庫債務負担行為補正

所 管	特 別 会 計	事 項	限 度 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 年 度	事 由
農 林 水 産 省	国 有 林 野 事 業 治 山 勘 定	直 轄 治 山 事 業	300,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	野呂川地区ほか6地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 青森営林局ほか7営林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 磐井川地区ほか6地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 地すべり防止事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 石狩川地区及び尻別川地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 北海道営林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国 有 林 野 内 直 轄 治 山 事 業	1,341,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	
		直 轄 地 す べ り 防 止 事 業	360,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	
		治 山 事 業 費 補 助	4,581,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	
		地 す べ り 防 止 事 業 費 補 助	1,000,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	
		北 海 道 直 轄 治 山 事 業	120,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	
		北 海 道 国 有 林 野 内 直 轄 治 山 事 業	927,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	
		北 海 道 治 山 事 業 費 補 助	760,000	平 成 6 年 度	平 成 7 年 度	

平成七年二月七日 衆議院會議錄第四号 平成六年度特別會計補正予算(特第1号)及び同報告書

猿ヶ石用水農業水利事業東部幹線用水路その2の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	120,000	猿ヶ石用水農業水利事業東部幹線用水路その2の建設工事
最上川下流農業水利事業右岸幹線用水路その2の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	200,000	最上川下流農業水利事業右岸幹線用水路その2の建設工事
牧之原農業水利事業藤原幹線水路第4工区の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	150,000	牧之原農業水利事業藤原幹線水路第4工区の建設工事
鬼怒中央農業水利事業畑かん2号幹線水路その5の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	150,000	鬼怒中央農業水利事業畑かん2号幹線水路その5の建設工事
鬼怒中央農業水利事業蘆谷揚水機場ポンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	100,000	鬼怒中央農業水利事業蘆谷揚水機場ポンプ設備の建設工事
信濃川左岸二期農業水利事業旧朝日暗渠の撤去工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	50,000	信濃川左岸二期農業水利事業旧朝日暗渠の撤去工事
日野川用水(一期)農業水利事業主幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	100,000	日野川用水(一期)農業水利事業主幹線用水路の建設工事
信濃川下流農業水利事業田上第一取水樋管の撤去工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	130,000	信濃川下流農業水利事業田上第一取水樋管の撤去工事
阿賀野川右岸農業水利事業新井郷川排水機場の第四期建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	50,000	阿賀野川右岸農業水利事業新井郷川排水機場の第四期建設工事
日野川用水(二期)農業水利事業外谷ダム工事用道路その1の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	170,000	日野川用水(二期)農業水利事業外谷ダム工事用道路その1の建設工事
日野川用水(二期)農業水利事業外谷ダム付替道路その1の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	170,000	日野川用水(二期)農業水利事業外谷ダム付替道路その1の建設工事
日野川用水(二期)農業水利事業外谷ダム付替道路その2の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	140,000	日野川用水(二期)農業水利事業外谷ダム付替道路その2の建設工事

日野川用水(二期)農業水利事業枅谷ダム付普通道路その3の建設工事	130,000	平成6年度	平成7年度	日野川用水(二期)農業水利事業枅谷ダム付普通道路その3の建設工事には、多くの日数を要するため
日野川用水(二期)農業水利事業枅谷ダム付普通道路その4の建設工事	160,000	平成6年度	平成7年度	日野川用水(二期)農業水利事業枅谷ダム付普通道路その4の建設工事には、多くの日数を要するため
豊川総合用水農業水利事業大島ダム工事用道路2号橋梁上部工の建設工事	270,000	平成6年度	平成7年度	豊川総合用水農業水利事業大島ダム工事用道路2号橋梁上部工の建設工事には、多くの日数を要するため
尾張西部(特定工事日光川)農業水利事業日光川河口排水機場の第六期建設工事には、多くの日数を要するため	200,000	平成6年度	平成7年度	尾張西部(特定工事日光川)農業水利事業日光川河口排水機場の第六期建設工事には、多くの日数を要するため
南紀用水農業水利事業芳養熊岡揚水機場ポンプ設備その2の建設工事には、多くの日数を要するため	250,000	平成6年度	平成7年度	南紀用水農業水利事業芳養熊岡揚水機場ポンプ設備その2の建設工事には、多くの日数を要するため
南紀用水農業水利事業芳養第2号揚水機場ポンプ設備の建設工事	110,000	平成6年度	平成7年度	南紀用水農業水利事業芳養第2号揚水機場ポンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業黒の瀬3号フレームポンプの建設工事には、多くの日数を要するため	100,000	平成6年度	平成7年度	南予農業水利事業黒の瀬3号フレームポンプの建設工事には、多くの日数を要するため
道前道後平野(一期)農業水利事業面河ダム管理用道路その3の建設工事には、多くの日数を要するため	100,000	平成6年度	平成7年度	道前道後平野(一期)農業水利事業面河ダム管理用道路その3の建設工事には、多くの日数を要するため
菊池台地農業水利事業東部揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため	150,000	平成6年度	平成7年度	菊池台地農業水利事業東部揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
菊池台地農業水利事業東部揚水機場ポンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため	200,000	平成6年度	平成7年度	菊池台地農業水利事業東部揚水機場ポンプ設備の建設工事には、多くの日数を要するため
菊池台地農業水利事業2号フレームポンプの建設工事には、多くの日数を要するため	140,000	平成6年度	平成7年度	菊池台地農業水利事業2号フレームポンプの建設工事には、多くの日数を要するため

射水郷農地防災事業中央幹線排水路その1の建設工事	200,000	平成6年度	平成7年度	射水郷農地防災事業中央幹線排水路その1の建設工事には、多くの日数を要するため
佐賀中部農地防災事業市の江川副幹線排水路その2の建設工事	180,000	平成6年度	平成7年度	佐賀中部農地防災事業市の江川副幹線排水路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
国営農用地再編開発事業				
苗場農地整備事業午配原第一工区その3の区画整理工事	200,000	平成6年度	平成7年度	苗場農地整備事業午配原第一工区その3の区画整理工事には、多くの日数を要するため
広島北部農地整備事業東工区今吉田団地その2の区画整理工事	100,000	平成6年度	平成7年度	広島北部農地整備事業東工区今吉田団地その2の区画整理工事には、多くの日数を要するため
薩沢開拓建設事業干松調整池工事用道路その2の建設工事	50,000	平成6年度	平成7年度	薩沢開拓建設事業干松調整池工事用道路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
八戸平原開拓建設事業右岸幹線道路A-1その12の建設工事	100,000	平成6年度	平成7年度	八戸平原開拓建設事業右岸幹線道路A-1その12の建設工事には、多くの日数を要するため
郡山東部開拓建設事業南部主幹線排水路の建設工事	100,000	平成6年度	平成7年度	郡山東部開拓建設事業南部主幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
五戸台地開拓建設事業農地開発浅水工区の造成工事	50,000	平成6年度	平成7年度	五戸台地開拓建設事業農地開発浅水工区の造成工事には、多くの日数を要するため
五戸台地開拓建設事業農地開発木ノ間工区の造成工事	50,000	平成6年度	平成7年度	五戸台地開拓建設事業農地開発木ノ間工区の造成工事には、多くの日数を要するため
備前開拓建設事業農地開発大横川1-1団地その8の造成工事	100,000	平成6年度	平成7年度	備前開拓建設事業農地開発大横川1-1団地その8の造成工事には、多くの日数を要するため
飛騨東部第一開拓建設事業農地開発鍛冶ヶ洞団地その2の造成工事	100,000	平成6年度	平成7年度	飛騨東部第一開拓建設事業農地開発鍛冶ヶ洞団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため

大和高原南部開拓建設事業農地開発八咫島北団地その1の造成工事 には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	140,000	大和高原南部開拓建設事業農地開発八咫島北団地その1造成工事
丹後東部開拓建設事業農地開発島津3団地その2の造成工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	160,000	丹後東部開拓建設事業農地開発島津3団地その2造成工事
横田開拓建設事業2号支線水路その8の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	100,000	横田開拓建設事業2号支線水路その8建設工事
横田開拓建設事業平家原支線道路その2の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	100,000	横田開拓建設事業平家原支線道路その2建設工事
肝属南部開拓建設事業農地開発近志切団地その1の造成工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	100,000	肝属南部開拓建設事業農地開発近志切団地その1造成工事
諫早湾干拓事業北部排水門その2の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	800,000	諫早湾干拓事業北部排水門その2建設工事
諫早湾干拓事業北部排水門設備その2の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	400,000	諫早湾干拓事業北部排水門設備その2建設工事
諫早湾干拓事業南部排水門設備その2の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	300,000	諫早湾干拓事業南部排水門設備その2建設工事
雨竜川中央農業水利事業美葉牛幹線用水路第4工区の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	240,000	雨竜川中央農業水利事業美葉牛幹線用水路第4工区建設工事
雨竜川中央農業水利事業美葉牛幹線用水路第5工区の建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	190,000	雨竜川中央農業水利事業美葉牛幹線用水路第5工区建設工事
北空知農業水利事業空知幹線用水路の第五期建設工事には、多くの日数を要するため	平成7年度	平成6年度	330,000	北空知農業水利事業空知幹線用水路第五期建設工事

北空知農業水利事業北幹線用水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	100,000	平成 6 年度	平成 7 年度
空知中央農業水利事業光珠内調整池の第七期建設工事には、多くの日数を要するため	200,000	平成 6 年度	平成 7 年度
空知中央農業水利事業北海幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため	200,000	平成 6 年度	平成 7 年度
高田シツア農業水利事業望来幹線用水路の第七期建設工事には、多くの日数を要するため	240,000	平成 6 年度	平成 7 年度
高田シツア農業水利事業春別幹線用水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	70,000	平成 6 年度	平成 7 年度
道央農業水利事業長沼幹線用水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため	280,000	平成 6 年度	平成 7 年度
道央農業水利事業栗山幹線用水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため	200,000	平成 6 年度	平成 7 年度
道央農業水利事業三川幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため	200,000	平成 6 年度	平成 7 年度
篠津中央農業水利事業八幡幹線用水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	220,000	平成 6 年度	平成 7 年度
篠津中央農業水利事業中小區幹線用水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	200,000	平成 6 年度	平成 7 年度
共和農業水利事業ヤチナイ揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため	120,000	平成 6 年度	平成 7 年度
共和農業水利事業共和ダムの第七期建設工事には、多くの日数を要するため	100,000	平成 6 年度	平成 7 年度
厚沢部川農業水利事業鶴ダムの第七期建設工事には、多くの日数を要するため	360,000	平成 6 年度	平成 7 年度

農業水利事業大原調整池の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	大原調整池第二期建設工事	210,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度
共栄近文農業水利事業丸山調整池の第三期建設工事には、多くの日数を要するため	共栄近文農業水利事業丸山調整池第三期建設工事	300,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度
共栄近文農業水利事業丸山調整池取水設備の建設工事には、多くの日数を要するため	共栄近文農業水利事業丸山調整池取水設備建設工事	100,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度
共栄近文農業水利事業水管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため	共栄近文農業水利事業水管理施設建設工事	60,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度
ペーバン農業水利事業下部幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため	ペーバン農業水利事業下部幹線用水路建設工事	100,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度
ペーバン農業水利事業ペーバンダム第九期建設工事には、多くの日数を要するため	ペーバン農業水利事業ペーバンダム第九期建設工事	100,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度
ペーバン農業水利事業ペーバンダム管理用道路の建設工事には、多くの日数を要するため	ペーバン農業水利事業ペーバンダム管理用道路建設工事	60,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度
神居農業水利事業神居幹線用水路の第二期その 1 建設工事には、多くの日数を要するため	神居農業水利事業神居幹線用水路第二期その 1 建設工事	150,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度
神居農業水利事業神居幹線用水路の第二期その 2 建設工事には、多くの日数を要するため	神居農業水利事業神居幹線用水路第二期その 2 建設工事	150,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度
神居農業水利事業神居ダム管理施設の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	神居農業水利事業神居ダム管理施設第二期建設工事	40,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度
吉前農業水利事業吉前送水路の建設工事には、多くの日数を要するため	吉前農業水利事業吉前送水路建設工事	110,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度
天塩沿岸農業水利事業肥培施設の建設工事には、多くの日数を要するため	天塩沿岸農業水利事業肥培施設建設工事	100,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度
頓別川農業水利事業エボト排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	頓別川農業水利事業エボト排水路第二期建設工事	100,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度

歌登中央(一期)農業水利事業歌登ダム工事用道路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため	80,000	平成6年度	平成7年度	歌登中央(一期)農業水利事業歌登ダム工事用道路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
八十士農業水利事業八十士幹線排水路の第四期建設工事には、多くの日数を要するため	150,000	平成6年度	平成7年度	八十士農業水利事業八十士幹線排水路の第四期建設工事には、多くの日数を要するため
雄武中央(一期)農業水利事業雄武ダム付管道路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため	100,000	平成6年度	平成7年度	雄武中央(一期)農業水利事業雄武ダム付管道路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため
武勇農業水利事業武勇幹線排水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため	200,000	平成6年度	平成7年度	武勇農業水利事業武勇幹線排水路の第三期建設工事には、多くの日数を要するため
上湧別農業水利事業第1号送水路の建設工事には、多くの日数を要するため	100,000	平成6年度	平成7年度	上湧別農業水利事業第1号送水路の建設工事には、多くの日数を要するため
美咲農業水利事業美咲排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため	70,000	平成6年度	平成7年度	美咲農業水利事業美咲排水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
芽室農業水利事業伏見導水路の建設工事には、多くの日数を要するため	200,000	平成6年度	平成7年度	芽室農業水利事業伏見導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
芽室農業水利事業美生ダムの第三期建設工事には、多くの日数を要するため	100,000	平成6年度	平成7年度	芽室農業水利事業美生ダムの第三期建設工事には、多くの日数を要するため
芽室農業水利事業美生ダム取水設備の第四期建設工事には、多くの日数を要するため	100,000	平成6年度	平成7年度	芽室農業水利事業美生ダム取水設備の第四期建設工事には、多くの日数を要するため
十勝川左岸農業水利事業西士狩用水路その1の建設工事には、多くの日数を要するため	160,000	平成6年度	平成7年度	十勝川左岸農業水利事業西士狩用水路その1の建設工事には、多くの日数を要するため
十勝川左岸農業水利事業西士狩用水路その2の建設工事には、多くの日数を要するため	130,000	平成6年度	平成7年度	十勝川左岸農業水利事業西士狩用水路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
十勝川左岸農業水利事業西士狩用水路その3の建設工事には、多くの日数を要するため	120,000	平成6年度	平成7年度	十勝川左岸農業水利事業西士狩用水路その3の建設工事には、多くの日数を要するため
十勝川左岸農業水利事業西士狩用水路その4の建設工事には、多くの日数を要するため	120,000	平成6年度	平成7年度	十勝川左岸農業水利事業西士狩用水路その4の建設工事には、多くの日数を要するため

札内川第一(一期)農業水利事業上札内排水路第四期建設工事	170,000	平成 6 年度	平成 7 年度	札内川第一(一期)農業水利事業上札内排水路の第四期建設工事には、多くの日数を要するため
佐幌農業水利事業トンビ排水路第二期建設工事	50,000	平成 6 年度	平成 7 年度	佐幌農業水利事業トンビ排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
大和農業水利事業明和排水路第二期建設工事	100,000	平成 6 年度	平成 7 年度	大和農業水利事業明和排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
古舞農業水利事業古舞排水路建設工事	100,000	平成 6 年度	平成 7 年度	古舞農業水利事業古舞排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
美原農業水利事業春川排水路建設工事	50,000	平成 6 年度	平成 7 年度	美原農業水利事業春川排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
畑地帯総合土地改良パイロット事業				
しろがね農業水利事業上南送水幹線第三期その1建設工事	200,000	平成 6 年度	平成 7 年度	しろがね農業水利事業上南送水幹線用水路の第三期その1建設工事には、多くの日数を要するため
しろがね農業水利事業上南送水幹線第三期その2建設工事	200,000	平成 6 年度	平成 7 年度	しろがね農業水利事業上南送水幹線用水路の第三期その2建設工事には、多くの日数を要するため
しろがね農業水利事業農地開発その17の造成工事	200,000	平成 6 年度	平成 7 年度	しろがね農業水利事業農地開発その17の造成工事には、多くの日数を要するため
しろがね農業水利事業農地開発その18の造成工事	200,000	平成 6 年度	平成 7 年度	しろがね農業水利事業農地開発その18の造成工事には、多くの日数を要するため
しろがね農業水利事業農地開発その19の造成工事	200,000	平成 6 年度	平成 7 年度	しろがね農業水利事業農地開発その19の造成工事には、多くの日数を要するため
西網走農業水利事業卯原内ダム第七期建設工事	200,000	平成 6 年度	平成 7 年度	西網走農業水利事業卯原内ダムの第七期建設工事には、多くの日数を要するため
斜網西部農業水利事業緑ダムの第三期建設工事	1,180,000	平成 6 年度	平成 7 年度	斜網西部農業水利事業緑ダムの第三期建設工事には、多くの日数を要するため

御影農業水利事業農地開発その9の造成工事	110,000	平成6年度	平成7年度	御影農業水利事業農地開発その9の造成工事には、多くの日数を要するため
御影農業水利事業農地開発その9の造成工事	70,000	平成6年度	平成7年度	御影農業水利事業農地開発その9の造成工事には、多くの日数を要するため
御影農業水利事業農地開発その9の造成工事	40,000	平成6年度	平成7年度	御影農業水利事業農地開発その9の造成工事には、多くの日数を要するため
北海道国営総合農地防災事業	100,000	平成6年度	平成7年度	傾斜中央農地防災事業下傾斜工区の整地工事には、多くの日数を要するため
北海道国営農用地再編開発事業	65,000	平成6年度	平成7年度	南樺加内開拓建設事業農地開発その7の造成工事には、多くの日数を要するため
南樺加内開拓建設事業農地開発その7の造成工事	100,000	平成6年度	平成7年度	北雨開拓建設事業第6号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
北雨開拓建設事業農地開発その9の造成工事	70,000	平成6年度	平成7年度	栗沢東部開拓建設事業農地開発その9の造成工事には、多くの日数を要するため
栗沢東部開拓建設事業農地開発その9の造成工事	110,000	平成6年度	平成7年度	七飯開拓建設事業農地開発その9の造成工事には、多くの日数を要するため
七飯開拓建設事業農地開発その9の造成工事	80,000	平成6年度	平成7年度	奥尻開拓建設事業幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
奥尻開拓建設事業農地開発その7の造成工事	80,000	平成6年度	平成7年度	ユースアップ開拓建設事業第1号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
ユースアップ開拓建設事業農地開発その7の造成工事	60,000	平成6年度	平成7年度	豊丘開拓建設事業農地開発その7の造成工事には、多くの日数を要するため
豊丘開拓建設事業農地開発その7の造成工事	53,000	平成6年度	平成7年度	剣淵東部開拓建設事業農地開発その14の造成工事には、多くの日数を要するため

美濃東部開拓建設事業農地開発その6の造成工事 150,000 平成6年度 平成7年度	美濃東部開拓建設事業農地開発その6の造成工事には、多くの日数を要するため
富良野東部開拓建設事業農地開発その7の造成工事 160,000 平成6年度 平成7年度	富良野東部開拓建設事業農地開発その7の造成工事には、多くの日数を要するため
サロベツ第1開拓建設事業第13号支線道路建設工事 80,000 平成6年度 平成7年度	サロベツ第1開拓建設事業第13号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
サロベツ第1開拓建設事業農地開発その6の造成工事 50,000 平成6年度 平成7年度	サロベツ第1開拓建設事業農地開発その6の造成工事には、多くの日数を要するため
天塩高台開拓建設事業農地開発その2の造成工事 50,000 平成6年度 平成7年度	天塩高台開拓建設事業農地開発その2の造成工事には、多くの日数を要するため
幌延開拓建設事業草地開発その4の造成工事 40,000 平成6年度 平成7年度	幌延開拓建設事業草地開発その4の造成工事には、多くの日数を要するため
猿払中央開拓建設事業第1号幹線道路建設工事 130,000 平成6年度 平成7年度	猿払中央開拓建設事業第1号幹線道路その3の建設工事には、多くの日数を要するため
枝幸南部開拓建設事業第4号幹線道路建設工事 100,000 平成6年度 平成7年度	枝幸南部開拓建設事業第4号幹線道路その2の建設工事には、多くの日数を要するため
浜頓別開拓建設事業農地開発その7の造成工事 80,000 平成6年度 平成7年度	浜頓別開拓建設事業農地開発その7の造成工事には、多くの日数を要するため
東豊宮開拓建設事業第7号支線道路建設工事 40,000 平成6年度 平成7年度	東豊宮開拓建設事業第7号支線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
滝上開拓建設事業第二期建設工事 200,000 平成6年度 平成7年度	滝上開拓建設事業滝上頭首工の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
パナクシュベツ開拓建設事業幹線明渠排水路建設工事 150,000 平成6年度 平成7年度	パナクシュベツ開拓建設事業幹線明渠排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
パナクシュベツ開拓建設事業農地開発その9の造成工事 70,000 平成6年度 平成7年度	パナクシュベツ開拓建設事業農地開発その9の造成工事には、多くの日数を要するため
豊北開拓建設事業第4号幹線明渠排水路建設工事 100,000 平成6年度 平成7年度	豊北開拓建設事業第4号幹線明渠排水路の建設工事には、多くの日数を要するため

事業名	事業費	平成6年度	平成7年度	備考
千草開拓建設事業農地開発その9の造成工事	60,000	平成6年度	平成7年度	千草開拓建設事業農地開発その9の造成工事には、多くの日数を要するため
北雄武開拓建設事業幹線道路建設工事	130,000	平成6年度	平成7年度	北雄武開拓建設事業幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
常盤開拓建設事業第2号幹線道路建設工事	200,000	平成6年度	平成7年度	常盤開拓建設事業第2号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
生田原川開拓建設事業農地開発その1の造成工事	60,000	平成6年度	平成7年度	生田原川開拓建設事業農地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
稲穂開拓建設事業農地開発その9の造成工事	120,000	平成6年度	平成7年度	稲穂開拓建設事業農地開発その9の造成工事には、多くの日数を要するため
士幌開拓建設事業草地開発その1の造成工事	110,000	平成6年度	平成7年度	士幌開拓建設事業草地開発その1の造成工事には、多くの日数を要するため
磯分内開拓建設事業コンクリート幹線排水路建設工事	100,000	平成6年度	平成7年度	磯分内開拓建設事業コンクリート幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
標茶西部開拓建設事業第4号支線道路その3の建設工事	80,000	平成6年度	平成7年度	標茶西部開拓建設事業第4号支線道路その3の建設工事には、多くの日数を要するため
阿寒東部開拓建設事業第2号幹線道路建設工事	100,000	平成6年度	平成7年度	阿寒東部開拓建設事業第2号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
阿寒東部開拓建設事業第3号幹線道路建設工事	100,000	平成6年度	平成7年度	阿寒東部開拓建設事業第3号幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
萩野開拓建設事業農地開発その3の造成工事	80,000	平成6年度	平成7年度	萩野開拓建設事業農地開発その3の造成工事には、多くの日数を要するため
佐渡(一期)農業水利事業小倉ダム付幹線道路第2工区その2の建設工事	120,000	平成6年度	平成7年度	佐渡(一期)農業水利事業小倉ダム付幹線道路第2工区その2の建設工事には、多くの日数を要するため
離島国営農用地開発事業				

運 輸 省	港 湾 整 備 港湾整備助定	徳之島開拓建設事業農地開発手々団地その8の造成工事 中瀬国営かんがい排水事業 宮古農業水利事業 仲尾峰3号幹線用水路建設工事		平成 6 年 度	平成 7 年 度	
		徳之島開拓建設事業農地開発手々団地その8の造成工事 中瀬国営かんがい排水事業 宮古農業水利事業 仲尾峰3号幹線用水路建設工事				
	直轄港湾改修事業	既 定	50,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度	徳之島開拓建設事業農地開発手々団地その8の造成工事には、多くの日数を要するため
	追 加 定	11,070,000	平成 6 年 度	平成 6 年 度 及 び平成 7 年 度		
	改 定	10,961,000	同	平成 7 年 度		
	港湾改修事業費補助	既 定	22,031,000	—		宮古農業水利事業仲尾峰3号幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
	追 加 定	5,886,000	平成 6 年 度	平成 6 年 度 以 降3箇年度以内		新編港ほか23港の改修工事には、多くの日数を要するため
	改 定	4,525,000	同	平成 7 年 度		
	港湾環境整備事業費補助	既 定	10,411,000	—		港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追 加 定	541,000	平成 6 年 度	平成 6 年 度 及 び平成 7 年 度		港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	改 定	930,600	同	平成 7 年 度		室蘭港ほか21港の改修工事には、多くの日数を要するため
	北海道直轄港湾改修事業	既 定	1,471,600	—		港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	北海道直轄港湾改修事業	既 定	10,508,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度	郷ノ浦港ほか2港の改修工事には、多くの日数を要するため
	北海道直轄港湾改修事業	既 定	300,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度	
	北海道直轄港湾改修事業	既 定	500,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度	

鹿島港湾改修事業費補助	1,620,000	平成6年度	平成7年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩直轄港湾改修事業	2,678,000	平成6年度	平成6年度及び平成7年度	那覇港はか3港の改修工事には、多くの日数を要するため
追 加 定 改	936,000	同	平成7年度	
沖繩港湾改修事業費補助	3,614,000	—	—	
沖繩港湾改修事業費補助	494,820	平成6年度	平成7年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩港湾環境整備事業費補助	40,200	平成6年度	平成7年度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
港湾整備関係受託工事	17,086,000	平成6年度	平成6年度以降3箇年度以内	名古屋港管理組合等からの委託に係る名古屋港等の岸壁等の改修工事には、多くの日数を要するため
追 加 定 改	3,865,000	同	平成7年度	
追 加 定 改	20,951,000	—	—	
空港整備	40,699,000	平成6年度	平成6年度及び平成7年度	仙台空港及び新潟空港の整備には、多くの日数を要するため
追 加 定 改	1,614,000	同	平成7年度	
追 加 定 改	42,313,000	—	—	
空港整備事業費補助	1,143,500	平成6年度	平成7年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道空港整備	1,741,000	平成6年度	平成6年度及び平成7年度	新千歳空港及び釧路空港の整備には、多くの日数を要するため
追 加 定 改	771,000	同	平成7年度	
追 加 定 改	2,512,000	—	—	

建設省	道路整備					
	北海道空港整備事業費補助	876,400	平成 6 年度	平成 7 年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため	
	鹿児島空港整備事業費補助	217,600	平成 6 年度	平成 7 年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため	
	沖縄空港整備事業費補助	122,400	平成 6 年度	平成 7 年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため	
	直轄道路新設及び改築事業	305,655,000	平成 6 年度	平成 6 年度以降 5 箇年度以内	一般国道福島 4 号大森跨道橋(その 2)ほか 119 箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するため	
	直轄道路共同溝事業	47,558,000	同	平成 7 年度		
	直轄道路共同溝事業	353,213,000	—	—		
	直轄道路共同溝事業	21,630,000	平成 6 年度	平成 6 年度以降 3 箇年度以内	一般国道福岡 3 号共同溝ほか 5 箇所の共同溝工事には、多くの日数を要するため	
	直轄道路共同溝事業	3,220,000	同	平成 7 年度		
	直轄道路共同溝事業	24,850,000	—	—		
	直轄道路共同溝事業	19,040,000	平成 6 年度	平成 6 年度及び平成 7 年度	一般国道青森 4 号南部修繕ほか 109 箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため	
	直轄道路共同溝事業	10,628,000	同	平成 7 年度		
	直轄道路共同溝事業	29,668,000	—	—		
	一般国道改修費補助	37,280,000	平成 6 年度	平成 6 年度以降 5 箇年度以内	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため	
	一般国道改修費補助	27,647,000	同	平成 7 年度		
	一般国道改修費補助	64,927,000	—	—		
	一般国道改修費補助	23,746,000	平成 6 年度	平成 6 年度以降 5 箇年度以内		

追 改 定	23,571,000 47,317,000 156,000	平成 6 年度 — 平成 6 年度	平成 7 年度 — 平成 7 年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 一般国道新橋17号関山防雪の雪害工事には、多くの日数を要するため
直轄道路雪害地域道路 交通安全確保事業				
直轄道路交通安全施設 等整備事業	既 定	30,050,000	平成 6 年度	平成 6 年度以降 5箇年度以内
追 改 定	3,602,000 83,652,000	同 —	平成 7 年度 —	一般国道愛知 1 号八町通横断歩道橋ほか39箇所の交通安全施設等 整備工事には、多くの日数を要するため
北海道直轄道路新設 及び改築事業	既 定	29,645,000	平成 6 年度	平成 6 年度以降 5箇年度以内
追 改 定	54,040,000 83,685,000	同 —	平成 7 年度 —	一般国道38号阿寒川橋ほか109箇所及び道道小平橋加内橋奥記念別 橋ほか16箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するため
北海道直轄道路修繕 事業	既 定	2,240,000	平成 6 年度	平成 6 年度及び 平成 7 年度
追 改 定	4,920,000 7,160,000	同 —	平成 7 年度 —	一般国道 5 号若竹修繕ほか46箇所の修繕工事には、多くの日数を 要するため
北海道地方道改修費 補助	既 定	660,000	平成 6 年度	平成 6 年度及び 平成 7 年度
追 改 定	7,095,000 7,755,000	同 —	平成 7 年度 —	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道直轄道路交通 安全施設等整備事業	既 定	1,295,000	平成 6 年度	平成 6 年度及び 平成 7 年度

追加 改定	150,000 1,445,000	同 —	平成7年度 —	一般国道280号西丹羽自転車歩行者道の交通安全施設等整備工事に は、多くの日数を要するため
土地区画整理事業費 補助				
既定	5,000,000	平成6年度	平成7年度以 降4箇年度以内	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
追加 改定	6,813,000 11,813,000	同 —	平成7年度 —	
街路事業費補助 既定	21,734,000	平成6年度	平成6年度以 降5箇年度以内	
追加 改定	19,458,000 41,192,000	同 —	平成7年度 —	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道土地区画整理 事業費補助	525,000	平成6年度	平成7年度	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
北海道街路事業費補 助	3,740,000	平成6年度	平成7年度	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島道路事業費補助	3,785,000	平成6年度	平成7年度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島土地区画整理事 業費補助	33,000	平成6年度	平成7年度	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あ らかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
離島街路事業費補助	167,000	平成6年度	平成7年度	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ その事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄直轄道路新設及 び改築事業 既定	9,870,000	平成6年度	平成6年度以 降5箇年度以内	

追 加 定	2,220,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度	一般国道506号宮平高架橋はか4箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するため
	12,090,000	—	—	
	414,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	—	—	—	
追 加 定	1,800,000	平成 6 年 度	平成 6 年 度 及 び平成 7 年 度	道路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	1,147,000	同	平成 7 年 度	
	2,947,000	—	—	
	—	—	—	
追 加 定	100,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度	一般国道58号屋敷田登坂車線の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するため
	—	—	—	
	—	—	—	
	—	—	—	
追 加 定	670,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	—	—	—	
	—	—	—	
	—	—	—	
追 加 定	23,832,600	平成 6 年 度	平成 6 年 度 以 降 3 箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道福岡 3 号共同溝はか2箇所の共同溝附帯工事及び河川管理者等の負担に係る一般国道静岡 1 号巴川橋はか2箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するため
	882,000	同	平成 7 年 度	
	24,714,600	—	—	
	—	—	—	
追 加 定	148,173,000	平成 6 年 度	平成 6 年 度 以 降 5 箇年度以内	阿武隈川はか64河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	22,028,000	同	平成 7 年 度	
	170,201,000	—	—	
	—	—	—	

直轄河川環境整備事業	既定	4,515,000	平成 6 年度	平成 6 年度以降 3 箇年度以内	名取川ほか 3 河川の浄化事業及び岩木川ほか 5 河川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
	追加 改定	1,050,000 5,565,000	同 —	平成 7 年度 —	
河川改修費補助	既定	10,488,000	平成 6 年度	平成 6 年度以降 5 箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加 改定	8,460,000 18,948,000	同 —	平成 7 年度 —	
都市河川改修費補助	既定	15,643,400	平成 6 年度	平成 6 年度以降 5 箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加 改定	6,521,000 22,164,400	同 —	平成 7 年度 —	
準用河川改修費補助	既定	31,000	平成 6 年度	平成 6 年度以降 3 箇年度以内	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加 改定	320,000 351,000	同 —	平成 7 年度 —	
北海道直轄河川改修事業	既定	1,780,000	平成 6 年度	平成 6 年度以降 3 箇年度以内	石狩川ほか 16 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加 改定	8,030,000 9,810,000	同 —	平成 7 年度 —	
北海道直轄河川環境整備事業	既定	672,000	平成 6 年度	平成 7 年度	石狩川下流の浄化事業及び石狩川下流ほか 9 河川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
	追加 改定	—	—	—	

北海道河川改修費補助	1,921,500	平成 6 年度	平成 7 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道都市河川改修費補助	447,000	平成 6 年度	平成 7 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道準用河川改修費補助	44,000	平成 6 年度	平成 7 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島河川改修費補助	267,000	平成 6 年度	平成 7 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩河川改修費補助	440,000	平成 6 年度	平成 7 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
河川総合開発事業費補助	4,067,000	平成 6 年度	平成 7 年度以降4箇年度以内	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	1,196,000	同	平成 7 年度	
	5,263,000	—	—	
治水ダム建設事業費補助	3,380,000	平成 6 年度	平成 7 年度以降4箇年度以内	治水ダム建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追 加 改 定	375,000	同	平成 7 年度	
	3,755,000	—	—	
北海道治水ダム建設事業費補助	55,000	平成 6 年度	平成 7 年度	治水ダム建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島河川総合開発事業費補助	97,700	平成 6 年度	平成 7 年度	河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

直轄砂防事業	既定	29,645,500	平成6年度	平成6年度以降5箇年度以内	最上川水系ほか26水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
	追加改定	4,460,000 34,105,500	同 —	平成7年度 —	
直轄地すべり対策事業	既定	1,254,600	平成6年度	平成6年度以降3箇年度以内	最上川黒沢地区ほか2地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため
	追加改定	270,000 1,524,600	同 —	平成7年度 —	
砂防事業費補助	既定	2,638,500	平成6年度	平成6年度以降4箇年度以内	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加改定	6,951,000 9,589,500	同 —	平成7年度 —	
地すべり対策事業費補助	既定	370,000	平成6年度	平成6年度及び平成7年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加改定	1,475,000 1,845,000	同 —	平成7年度 —	
北海道直轄砂防事業	既定	450,000	平成6年度	平成7年度以降4箇年度以内	石狩川水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
	追加改定	315,000 765,000	同 —	平成7年度 —	

北海道砂防事業費補助	687,500	平成 6 年度	平成 7 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道地すべり対策事業費補助	42,000	平成 6 年度	平成 7 年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島砂防事業費補助	311,000	平成 6 年度	平成 7 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島地すべり対策事業費補助	45,000	平成 6 年度	平成 7 年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩砂防事業費補助	72,000	平成 6 年度	平成 7 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖繩地すべり対策事業費補助	32,000	平成 6 年度	平成 7 年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
特定多目的ダム建設工事助定				
多目的ダム建設事業				
阿武隈川三春ダム建設工事	3,200,000	平成 6 年度	平成 6 年度以降 3 箇年度以内	阿武隈川三春ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	1,000,000	同	平成 7 年度	
渡川中筋川総合開発建設工事	4,200,000	—	—	
既 定	1,300,000	平成 6 年度	平成 6 年度及び平成 7 年度	渡川中筋川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加 改 定	398,308	同	平成 7 年度	
北海道多目的ダム建設事業	1,698,308	—	—	

沙流川総合開発建設工事	既 定	380,000	平成 6 年 度	平成 6 年 度 及 び平成 7 年 度	沙流川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	1,840,000	同	同	同	
改 定	2,220,000	—	—	—	
石狩川滝里ダム建設工事	既 定	3,900,000	平成 6 年 度	平成 6 年 度 及 び平成 7 年 度	石狩川滝里ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	830,000	同	同	同	
改 定	4,730,000	—	—	—	
石狩川忠別ダム建設工事	既 定	500,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度	石狩川忠別ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
十勝川札内川ダム建設工事	既 定	4,726,000	平成 6 年 度	平成 6 年 度 及 び平成 7 年 度	十勝川札内川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	980,000	同	同	同	
改 定	5,706,000	—	—	—	
留明川留明ダム建設工事	既 定	90,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度	留明川留明ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
石狩川幾春別川総合開発建設工事	既 定	40,000	平成 6 年 度	平成 7 年 度	石狩川幾春別川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
沖繩多目的ダム建設事業	既 定	1,200,000	平成 6 年 度	平成 6 年 度 及 び平成 7 年 度	
羽地大川羽地ダム建設工事	既 定	160,000	同	同	羽地大川羽地ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
追 加	1,360,000	—	—	—	
改 定					

平成七年二月七日 衆議院會議録第四号 平成六年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書

平成六年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、道路整備特別会計等二十四特別会計について所要な補正措置を講ずるものである。

なお、国有林野事業特別会計等六特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

交付税及び譲与税配付金勘定 二一、八三一、三四四 二一、四四二、五四四

当初 二一、八三一、三四四 二一、四四二、五四四

補正 〇 〇

追加 七一九、〇四〇 四八

修正減少 七一九、〇四〇 〇

差引 〇 〇

2 国債整理基金特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

国債整理基金勘定 五二、〇一〇、四一四 四八、〇一〇、四一四

当初 五二、〇一〇、四一四 四八、〇一〇、四一四

補正 〇 〇

追加 八七五、五二二 九一五、七九三

修正減少 二一、二八二、九四二 二一、三三二、二二三

差引 〇 〇

3 産業投資特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

産業投資勘定 五二、六〇三、九八四 四七、六〇三、九八四

当初 五二、六〇三、九八四 四七、六〇三、九八四

補正 〇 〇

追加 五二、六〇三、九八四 五二、六〇三、九八四

修正減少 〇 〇

差引 〇 〇

4 厚生保険特別会計

歳入(百万円) 歳出(百万円)

厚生保険勘定 六、〇〇〇 六、〇〇〇

当初 六、〇〇〇 六、〇〇〇

補正 〇 〇

追加 六、〇〇〇 六、〇〇〇

修正減少 〇 〇

差引 〇 〇

(1) 健康勘定

歳入(百万円) 歳出(百万円)

健康勘定 八、三九一、四三四 八、三九一、四三四

当初 八、三九一、四三四 八、三九一、四三四

補正

追加

修正減少

差引

計

(2) 児童手当勘定

当初

補正

追加

修正減少

差引

計

(3) 業務勘定

当初

補正

追加

修正減少

差引

計

5 漁船再保険及漁業共済保険特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

当初

補正

追加

修正減少

差引

計

(2) 業務勘定

当初

補正

追加

修正減少

差引

計

6 農業経営基盤強化措置特別会計

歳入(百万円)

歳出(百万円)

当初

補正

追加

修正減少

差引

7 国有林野事業特別会計	補正				
	追加	二二、二八七		二二、二八七	
	修正減少	八〇六		八〇六	
	差引	二二、四八一		二二、四八一	
	計	六八、九五九		六八、九五九	
(1) 国有林野事業勘定	当初	歳入(百万円)		歳出(百万円)	
	補正	五九二、七一六		五九二、七一六	
	追加	二八、六五七		六、六五七	
	修正減少	二四、〇八三		二、〇八三	
	差引	四、五七四		四、五七四	
(2) 治山勘定	当初	五九七、二九〇		五九七、二九〇	
	補正	三三二、三七一		三三二、三七一	
	追加	一〇、九六三		一〇、九六三	
	修正減少	一六七		一六七	
	差引	一〇、七九六		一〇、七九六	
8 国営土地改良事業特別会計	計	三三三、一六七		三三三、一六七	
	当初	歳入(百万円)		歳出(百万円)	
	補正	四九〇、三三二		四九〇、三三二	
	追加	七五、〇二七		七五、一〇五	
	修正減少	四〇一		四七九	
9 港湾整備特別会計	差引	七四、六二六		七四、六二六	
	計	五六四、九五八		五六四、九五八	
	当初	歳入(百万円)		歳出(百万円)	
	補正	六五一、九八三		六五一、九八三	
	追加	二六、六六五		二六、六六五	
	修正減少	一、〇〇六		一、〇〇六	
10 道路整備特別会計	計	二五、六六〇		二五、六六〇	
	当初	六七七、六四三		六七七、六四三	
	補正	二〇、四二九		二〇、四二九	
	追加	〇		〇	
	修正減少	四九		四九	
(2) 特定港湾施設工事勘定	差引	二〇、三八〇		二〇、三八〇	
	計	歳入(百万円)		歳出(百万円)	
	当初	五、〇五四、四七七		五、〇五四、四七七	
	補正	六九、一三九		六九、一三九	
	追加	七四六		七四六	
	修正減少	六八、三九三		六八、三九三	
	差引	五、一二三、八七〇		五、一二三、八七〇	
計	以上	五、一二三、八七〇		五、一二三、八七〇	
	特別会計、登記特別会計、造幣局特別会計、印刷局特別会計、国立学校特別会計、船員保険特別会計、国立病院特別会計、国民年金特別会計、農業共済再保険特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、郵政事業特別会計、郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計及び治水特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。				
	また、一般公共事業について国庫債務負担行為の追加を行うのは、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計、道路整備特別会計及び治水特別会計である。				
	二 補正予算の可決理由				
	本補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。				
右	平成七年二月七日				
	衆議院議長 土井たか子殿				
	予算委員長 佐藤 観樹				
	平成六年度政府関係機関補正予算(機第1号)				
	国会に提出する。				
平成七年二月二十日	内閣総理大臣 村山 富市				
	平成六年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書				
	平成六年度特別会計補正予算(特第1号)及び同報告書				
	衆議院會議録第四号				
	平成七年二月七日				

国民金融公庫
中小企業金融公庫

平成6年度政府関係機関補正予算
予算総則補正
次に掲げる各政府関係機関の平成6年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げると
おりとする。

甲号 収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	額		
			補 追 加 額(千円)	正 修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
国民金融公庫 収入	事業益金 収入	事業益金	0	△ 23,519,825	△ 23,519,825
		事業益金	0	△ 23,519,825	△ 23,519,825
		事業益金	0	△ 569,273	17,662,727
		事業益金	18,232,000	0	18,232,000
国民金融公庫 収入	事業益金 収入	事業益金	0	△ 83,100	△ 83,100
		事業益金	0	△ 486,173	△ 486,173
		事業益金	18,232,000	△ 24,089,098	△ 5,857,098
		事業益金	0	△ 37,338,826	△ 37,338,826
国民金融公庫 収入	事業益金 収入	事業益金	0	△ 43,899,906	△ 43,899,906
		事業益金	0	△ 43,899,906	△ 43,899,906
		事業益金	13,564,357	△ 36,986	13,527,371
		事業益金	13,256,000	0	13,256,000
国民金融公庫 収入	事業益金 収入	事業益金	0	△ 36,986	△ 36,986
		事業益金	0	△ 36,986	△ 36,986
		事業益金	308,357	0	308,357
		事業益金	13,564,357	△ 43,936,892	△ 30,372,535
国民金融公庫 収入	事業益金 収入	事業益金	0	△ 38,845,751	△ 38,845,751
		事業益金	0	△ 38,845,751	△ 38,845,751
		事業益金	0	△ 38,845,751	△ 38,845,751
		事業益金	0	△ 38,845,751	△ 38,845,751

平成六年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨
本補正予算は、国民金融公庫及び中小企業金融公庫について所要の補正措置を講ずるものである。
政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 国民金融公庫

当初	収入(百万円)	支出(百万円)
補正	五二七、四〇四	五五二、八〇七
追加	一八、二三二	〇
修正減少	二四、〇八九	三七、三三九
差引	五、八五七	三七、三三九
計	五一、五四七	五一四、四六八
2 中小企業金融公庫		
当初	収入(百万円)	支出(百万円)
補正	五三七、一八九	五六七、五九五
追加	一三、五六四	〇
修正減少	四三、九三七	三八、八四六
差引	三〇、三七三	三八、八四六
計	五〇六、八一七	五二八、七五〇

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する
平成七年二月七日

衆議院議長 土井たか子殿

予算委員長 佐藤 親樹

地方交付税法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成七年一月二十日

内閣総理大臣 村山 富市

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第二号中「六兆七千三百三十五億二千八百九十九千円」を「七兆四千三百二十五億六千八百八十二万九千円」に改める。

平成七年二月七日 衆議院会議録第四号 平成六年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「六兆七千三百三十五億二千八百九十九千円」を「七兆四千三百二十五億六千八百八十二万九千円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成七年度	四千四百九十二億四千円
平成八年度	四千二百六十五億円
平成九年度	四千六百九十三億円
平成十年度	五千百九十九億円
平成十一年度	五千五百九十四億円
平成十二年度	七千六百七十一億三千八百円
平成十三年度	八千六百七十七億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	千九百一億円
平成十五年度	二千九十五億円
平成十六年度	二千三百二十四億円
平成十七年度	二千五百五十九億円
平成十八年度	二千八百十億円
平成十九年度	三千九十一億円
平成二十年度	三千三百九十五億円
平成二十一年度	三千七百二十五億六千万円
平成二十二年	五十九億円
平成二十三年	六十一億円
平成二十四年	六十五億円
平成二十五年	六十七億円
平成二十六年	六百四十六億円
平成二十七年	六百七十五億円
平成二十八年	七百五億円
平成二十九年	七百三十七億円
平成三十年	七百七十億円
平成三十一年	八百五億円
平成三十二年	八百四十一億円
平成三十三年	八百七十八億円
平成三十四年	九百十八億円
平成三十五年	九百六十億円
平成三十六年	千四百七十七億円
平成三十七年	千五百四十四億円

十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(銀行への拠出)

第二条の三 前条の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、地球環境の保全を支援するため銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができる。

第三条第一項中「前二条」を「第二条及び第二条の二」に改める。

第四条を次のように改める。

(拠出の方法)

第四条 政府は、銀行に対して、一般会計の負担において外国通貨又は本邦通貨で、第二条の三の規定による拠出をすることができる。

第十条の二第四項中「第十条の二」を「第十条の三」に改め、同条を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

(国債による銀行への拠出等)

第十条の二 政府は、第四条の規定により拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。

2 前項の規定により拠出するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 前条第三項から第七項までの規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「出資した」とあるのは、「拠出した」と読み替えるものとする。

第十三条第二項中「第十条の二第二項」を「第十条の三第二項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地球環境の保全を支援するため国際復興開発銀行に設けられる基金に充てるため我が国から拠出することとなるのに伴い、当該拠出について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際復興開発銀行に設けられる地球環境の保全を支援するための基金に充てるため我が国から拠出することとなるのに伴い、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 政府は、国際復興開発銀行(以下「銀行」という。)に対し、予算で定める金額の範囲内において、地球環境の保全を支援するため銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができることとする。

2 政府は、銀行に対して、一般会計の負担において外国通貨又は本邦通貨で、拠出をすることができることとする。

3 政府は、本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができることとする。

4 この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

地球環境の保全を支援するため国際復興開発銀行に設けられる基金に充てるため我が国から拠出することとなるのに伴い、当該拠出について所要の措置を講じようとする本案は、時宜に適合するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

政府は、国際復興開発銀行に設けられる地球環境の保全を支援するための基金に充てるため総額で約四百五十七億円を国債で拠出することとしているが、平成六年度一般会計補正予算(第一号)において、同年度に拠出することができ金額の限度を百十四億二千四百五十二万三千円と定めている。

また、平成七年度一般会計予算において、同年度に拠出することができ金額の限度を三百四十二億七千三百五十六万八千円と定めている。

右報告する。

平成七年二月七日

大蔵委員長 尾身 幸次

衆議院議長 土井たか子殿

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

平成七年二月七日

提出者

大蔵委員長 尾身 幸次

平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成六年度の水田営農活性化助成補助金の交付を受けた場合には、当該個人の平成六年度の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成六年度の水田営農活性化助成補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額

に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田営農活性化助成補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成六年度に政府等から交付される水田営農活性化助成補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約二億円である。

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案

右
国会に提出する。

平成七年一月二十日

内閣総理大臣 村山 富市

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずることにより、青年の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「青年」とは、農林水産省令で定める範囲の年齢の者をいう。

2 この法律において、「就農支援資金」とは、第四条第一項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)が同項の認定に係る就農計画(同条第四項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)に従って就農するのに必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金で政令で定めるものをいう。

(就農促進方針)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県における青年の就農促進に関する方針(以下「就農促進方針」という。)を定めるものとする。

針」という。)を定めるものとする。

2 就農促進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 青年の就農促進に関する基本的な方向
- 二 就農支援資金の貸付けその他の青年の就農促進を図るための措置に関する事項
- 三 青年の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携に関する事項
- 3 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、就農促進方針を変更するものとする。

4 都道府県知事は、就農促進方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(就農計画)

第四条 新たに就農しようとする青年は、農林水産省令で定めるところにより、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 就農時における農業経営又は農業従事の状態に関する目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に関する事項
- 三 第一号の目標を達成するために必要な施設

の設置、機械の購入その他の就農時においてとるべき措置に関する事項

四 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その就農計画が就農促進方針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 認定就農者は、認定就農計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による認定就農計画の変更の認定について準用する。

(法人の指定)

第五条 都道府県知事は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、都道府県青年農業者育成センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならぬ。

(業務)

第六条 センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 就農支援資金の貸付けを行うこと。
- 二 新たに就農しようとする青年に対し、農業の技術又は経営方法の習得に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 青年農業者が共同して行う農業の技術に関する研究その他の自主的な活動に対する援助を行うこと。
- 四 青年農業者と農業に関連する事業を行う者、消費者等との交流を促進すること。
- 五 青年の就農促進に関する調査及び啓発活動を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、青年農業者の育成を図るために必要な業務を行うこと。

(就農支援資金の利率、償還期間等)

第七条 前条第一号の就農支援資金は、無利子とする。

2 前条第一号の就農支援資金の償還期間(据置期間を含む)は、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 前条第一号の就農支援資金の据置期間は、必要と認められる種類の資金につき四年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

間とする。

4 前条第一号の就農支援資金の一認定就農者ごとの限度額は、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

(就農支援資金の償還期間の特例)

第八条 センターは、認定就農者が地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて、農林水産省令で定めるところにより就農した場合においては、就農支援資金について、その償還期間(据置期間を含む)を八年を超えない範囲内で、その据置期間を五年を超えない範囲内で、それぞれ延長することができる。

(一時償還)

第九条 センターは、就農支援資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、前二条の規定にかかわらず、当該貸付けを受けた者に対し、農林水産省令で定めるところにより、就農支援資金の全部又は一部につき、一時償還を請求するものとする。

- 一 認定就農計画に係る研修の終了後就農しなかったとき。
- 二 就農支援資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 三 償還金の支払を怠ったとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(違約金)

第十条 センターは、就農支援資金の貸付けを受けた認定就農者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(事務の委託)

第十一条 センターは、政令で定めるところにより、その行う第六条第一号に掲げる業務(以下「貸付業務」という。)に係る事務の一部(貸付けの決定を除く。)を農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会に委託することができる。

2 前項の農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

(業務規程)

第十二条 センターは、貸付業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(次項において「業務規程」という。)を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令

で定める。

(事業計画等)

第十三条 センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第十四条 センターは、貸付業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(監督等)

第十五条 都道府県知事は、第六条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、センターが第六条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、センターに対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、センターが前項の規定による命令に違反したときは、第五条第一項の指定を取り消すことができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三項の規定により第五条第一項の指定を取り消した場合における貸付業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(負担金についての必要経費算入の特例等)

第十六条 センターが行う第六条第二号から第五号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)で定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとする。

(都道府県の貸付け)

第十七条 都道府県は、センターが貸付業務を行うときは、センターに対し、当該業務に必要な資金を貸し付けることができる。

2 都道府県が前項の規定により貸し付ける資金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(国の貸付け)

第十八条 国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

2 国が前項の規定により貸し付ける資金(以下

この条において「国の貸付金」という。)の額は、各年度において、都道府県が行う貸付事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の二を乗じて得た額から、前年度までの国の貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。

3 国の貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(都道府県の特別会計)

第十九条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二十二号)第十八条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

(一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理)

第二十条 都道府県は、第十八条第三項の規定により国からの借入金金を償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

(農業改良資金助成法の特例)

第二十一条 農業改良資金助成法第二条第四項の青年農業者等育成確保資金のうち政令で定める種類の資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて就業するのに必要なものの償還期間

は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

2 前項の資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、必要と認められる種類の資金につき五年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

3 第一項の資金の一認定就農者ごとの限度額は、農業改良資金助成法第四条の規定にかかわらず、その種類ごとに、農林水産省令で定める。

(農用地の利用関係の調整)

第二十二条 農業委員会は、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(次項において「農用地」という。)について、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんを行うに当たっては、認定就農者が認定就農計画に従つて就業できるよう努めるものとする。

2 都道府県農業会議は、認定就農者の円滑な就業に資するため、広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、就業に必要な農用地に関する資料及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

(援助)

第二十三条 国及び都道府県は、認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

(協力)

第二十四条 センター、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会及び都道府県の区域を事業実施地域とする農地保有合理化法人は、青年の就業促進を図るため、必要な情報を交換して、相互に協力するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正)

第二条 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び農業改良資金助成法を」「農業改良資金助成法」に改め、「貸付け」の下に「及び青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第三号)第十八条第一項の規定による貸付け」を加える。

第二条第一項中「同じ。」の下に、「青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第三項の規定による償還金」を加え、「同法第三条を」「農業改良資金助成法第三

条に改め、「対する貸付金」の下に、「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第一項の規定による都道府県に対する貸付金」を加え、同条第二項中「都道府県に」を「同法第三条の規定による都道府県に」に、「同法第三条を」同条に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項に規定する青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第三項の規定による償還金の額に相当する金額は、第一項に規定する同法第十八条第一項の規定による都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う同法第十七条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められるに至ったときは、当該必要がないと認められる範囲内の金額については、この限りでない。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第三条 農業改良資金助成法の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「必要な資金」の下に「(青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第 号)第二条第二項の就農支援資金を除く。)」を加える。

理 由

青年農業者の確保の重要性が著しく増大してい

ることにかんがみ、青年の就農促進を図るため、就農支援資金の貸付け等の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年、我が国の次代の農業を担うべき青年農業者の不足が顕在化していることにかんがみ、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、無利子の就農支援資金の貸付けを中心とした特別の措置を講ずることにより、青年の就農促進を図ろうとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県知事は、青年の就農促進に関する基本的な方向、青年の就農を促進するための措置、青年の就農促進に関する業務を行う団体相互の連携に関する事項について、就農促進方針を定めることとする。

2 新たに就農しようとする青年は、一の都道府県就農促進方針に即して、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、その認定を受けることができることとし、かかる認定就農者に対し、重点的に支援措置を講ずることとする。

3 都道府県知事は、就農支援資金の貸付け、

新たに就農しようとする青年に対する情報の提供等一定の就農支援業務を適正かつ確実に行うことができることと認められる公益法人を、都道府県に一を限って、都道府県青年農業者育成センターとして指定することができることとする。

4 同センターは、認定就農者が就農計画に従って就農するのに必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農準備に必要な資金を無利子で貸し付けることができることとし、特に認定就農者が条件不利地域に就農した場合には、償還期間について特例を設けること。

5 認定就農者に対し、農業改良資金の青年農業者等育成確保資金のうち政令で定める種類の資金について、償還期間及び据置期間の特例を設けるとともに、都道府県における就農支援体制の整備が図られるよう、所要の措置を講ずることとする。

二 議案の可決理由

本案は、青年農業者の確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、青年の就農促進を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成六年度農業経営基盤強化措置特別会計補正予算(農林水産省所管)に、就農支援資金貸付金として四十八億円が計上されている。

右報告する。

平成七年二月七日
農林水産委員長 中西 續介
衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、青年農業者の育成確保に遺憾なきを期すべきである。

記

一 就農促進方針の策定に当たっては、青年の就農に関する業務を行う団体・機関等と十分な調整を行い、地域の農業の実情を的確に反映したものとするとともに、就農計画の認定に際しては、新たに就農する青年の創意を活かしつつ、就農の実態に応じた弾力的な運用が行われるよう指導すること。

二 青年農業者育成センターの就農促進業務が円滑に行われるよう、新規就農に関する必要な情報が十分集積される体制の整備に努めること。

三 研修終了後の就農が円滑に行われるよう、他の金融・補助制度との連携に十分な配慮を行うこと。

右決議する。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成七年一月二十日

内閣総理大臣 村山 富市

農業改良資金助成法の一部を改正する法律
農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百一
号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行い」の下に、「特定地域において
新たな農業部門の経営を開始しを」、「生産方式改
善資金」の下に、「特定地域新部門導入資金(当該
資金の貸付けを行う市町村に対する当該貸付けに
必要な資金を含む。)」を加える。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項
とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一
項を加える。

2 この法律において「特定地域新部門導入資金」
とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産
条件が不利な地域として農林水産大臣が指定す
るものにおいて農業経営の改善を促進するため
に普及を図る必要があると認められる作物若し
くは家畜又は栽培管理方法若しくは飼養管理方
法を導入し、新たな農業部門の経営(当該農業
部門に関連する農畜産物の加工の事業の経営を
含む。以下同じ。)を開始するのに必要な資金で

政令で定めるものをいう。

第三条中「生産方式改善資金」の下に、「特定地
域新部門導入資金」を、「貸付け」の下に、「(次項の
規定により指定された市町村の区域内の農業者等
に対する特定地域新部門導入資金の貸付けを除
く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府
県が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当
する市町村を、その申請により、この法律の定
めるところにより農業者等に対する特定地域新
部門導入資金の貸付けの事業を自ら行う市町村
として指定し、当該市町村に対し、当該事業に
必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うとき
は、当該都道府県に対し、予算の範囲内におい
て、当該都道府県が行う事業に必要な資金の一
部を貸し付けることができる。

一 特定農山村地域における農林業等の活性化
のための基盤整備の促進に関する法律(平成
五年法律第七十二号)第四条第一項の基盤整
備計画その他これに準ずる計画で農業経営の
改善を促進するために普及を図る必要がある
と認められる作物若しくは家畜又は栽培管理
方法若しくは飼養管理方法の導入について定
めたものを作成していること。
二 その他政令で定める基準に適合すること。
第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、「百分
の九十」とし「の下に」、「特定地域新部門導入資金」
を加える。

第五条第一項中「それぞれの種類」とに、「を
「にあつては」に、「政令で」を、「特定地域新部門
導入資金にあつては十二年を超えない範囲内で、
それぞれ、その種類」とに政令で」に改め、同条
第二項中「据置期間は」の下に、「生産方式改善資
金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青
年農業者等育成確保資金にあつては」を、「範囲内
で」の下に、「特定地域新部門導入資金にあつて
は、必要と認められる種類の貸付金につき五年を
超えない範囲内で、それぞれ」を加える。

第六条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改
める。
第七条中「第三条」を「第三条第一項」に、「同条」
を「同項」に改める。

第八条中第四項を第五項とし、同条第三項中
「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次
の一項を加える。

2 特定地域新部門導入資金の貸付けは、その申
請者が申請に係る特定地域新部門導入資金をも
つて作物若しくは家畜又は栽培管理方法若しく
は飼養管理方法を導入し、新たな農業部門の経
営を開始することにより当該申請者の経営を改
善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域に
おいては当該作物若しくは当該家畜又は当該栽
培管理方法若しくは当該飼養管理方法を導入す
ることが必要であると認められる場合に限り、
行うものとする。

第十八条第二項中「貸付金」を「貸付金及び都
道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金
(以下この項において「貸付金等」という。))の」に、
「含む。」及び「を」並びに「に」、「貸付金、」を
「貸付金等」に改める。
第十九条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に
改める。

第二十二條第一項及び第二項中「第三条」を「第
三条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加え
る。

(準用)

第二十三條 第四条から第七条までの規定は指定
市町村(第三条第二項の規定により指定された
市町村をいう。以下同じ。)が行う第三条第二項
の特定地域新部門導入資金の貸付けについて、
第九条から第十一条まで及び第十九条の規定は
指定市町村について、第二十条第二項の規定は
都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資
金について準用する。この場合において、第六
条第一項中「都道府県は」とあるのは「指定市町
村は」と、第十九条第一項中「第三条第一項」と
あるのは「第三条第二項」と、同項及び同条第二
項中「農業協同組合連合会」とあるのは「農業協
同組合」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正)

2 青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

理 由

最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域における農業経営の改善を促進するため、特定地域新部門導入資金を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、条件不利地域において新規作物等の導入による農業経営の改善を図るための無利子資金の貸付けを行う等の措置を講ずることとし、そのための資金を農業改良資金の中に設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、その特性を活かし

た新規作物等の導入を行い、新たな農業部門の経営を開始するのに必要な資金として特定地域新部門導入資金を創設すること。

また、本資金が条件不利地域を対象としていることにかんがみ、従来の農業改良資金よりも長い償還期間及び据置期間を設定すること。

2 1の資金について、都道府県のほか、一定の要件に該当し、都道府県の指定を受けた市町村が貸付けの事業を自ら行うことができることとし、政府は、当該貸付事業に必要な資金の全部を貸し付ける都道府県に対し、これに必要な資金の一部を貸し付けることができることとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における農業を取り巻く国際環境の変化にかんがみ、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域における農業経営の改善を促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成六年度農業経営基盤強化措置特別会計補正予算(農林水産省所管)に、農業改良資金貸付金として百六十億円が計上されている。右報告する。

平成七年二月七日

農林水産委員長 中西 續介

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、特定地域の農業経営の改善に遺憾なきを期すべきである。

記

一 特定地域の基幹的産業である農業の振興に資するよう、「特定農山村法」をはじめとする関係制度、対策等との連携を図りつつ、特定地域新部門導入資金の積極的な活用を図ること。

二 新規作物等の導入に当たっては、農業改良普及員等により地域の特性に応じたきめ細かな対応を行うとともに、当該作物が定着するよう加工等による高付加価値化を図るほか、需要的な把握、産品の流通ルートの確立につき適切な助言・指導を行うこと。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案

右

国会に提出する。

平成七年一月二十日

内閣総理大臣 村山 富市

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発を促進するため、生物系特定産業技術研究推進機構(以下「機構」という。)に当該研究開発の業務を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための特別の措置を講じ、もって農業に関する技術の向上を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ることを目的とする。

(基本方針)

第二条 農林水産大臣は、農業に関する技術の研究開発の動向を調査して、機構に行わせる次条第一号及び第二号に掲げる業務について、その計画的かつ効率的な実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(機構の行う農業に関する技術の研究開発等の業務)

第三条 機構は、生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号。以下「機構法」という。)第二十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、前条の規定に基づいて農林水産大臣が定める基本方針に従って、次の業務

を行う。

一 緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発であつて、民間の研究開発能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができるもの（農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六条第一項第一号及び第三号に掲げる業務を除く。）を行うこと。

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（出資）

第四条 機構は、前条に規定する業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、農林水産大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

2 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。（業務の委託）

第五条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第三条第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

（特別の勘定）

第六条 機構は、第三条に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（機構法の特例）

第七条 第三条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第七条第一項中「第二十九条第二項に規定する業務」とあるのは「第二十九条第二項に規定する業務及び農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法（平成七年法律第 号。以下「農業技術研究開発法」という。）第三条に規定する業務」と、機構法第四十一条中「この法律」とあるのは「この法律及び農業技術研究開発法」と、機構法第四十二条第二項及び第四十三条第一項中「又は農業機械化促進法」とあるのは「農業機械化促進法又は農業技術研究開発法」と、機構法第四十四条第二項中「及び農業機械化促進業務に係る出資」とあるのは「農業機械化促進業務に係る出資及び農業技術研究開発法第三条に規定する業務（以下「研究開発業務」という。）に係る出資」と、機構法第四十五条第一項中「農業機械化促進業務に係る各出資者に対し」とあるのは「農業機械化促進業務に係る各出資者に対し、研究開発業務に係る勘定に属する額に相当する額を研究開発業務に係る各出資者に対し」と、同条第二項中「農業機械化促進業務」とあるのは「農業機械化促進業務又は研究開発業務」と、機構法第四十六条第二項第二号中「定めようとする」とあるのは「定めようとする」と、同項第三号中「第三十九条」とあるのは「第三十九条又は農業技術研究開発法第四条第一項」と、機構法第四十七条第一項第六号中「農業機械化促進業務」とあるのは「農業機械化促進業務及び研究開発業務」と、機構法第五十条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は農業技術研究開発法」と、同条第三号中「第二十九条第一項及び第二項」とあるのは「第二十九条第一項及び第二項並びに農業技術研究開発法第三条」とする。

（農林水産省の試験研究機関の協力等）

第八条 機構（第五条の規定により業務の委託を受けた者を含む。）は、第三条第一号に掲げる業務に關し、農林水産省の試験研究機関又は都道府県に對して、必要な助言及び協力を求めることができる。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。（この法律の廃止）

2 この法律は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。（罰則に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における農業を取り巻く国際経済環境の変化にかんがみ緊急かつ計画的に行う必要のある農

業に関する技術の研究開発の実施を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図るため、生物系特定産業技術研究推進機構に当該研究開発を行わせることにより民間の研究開発能力を活用するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書
一 議案の目的及び要旨

本案は、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、農業に関する技術の研究開発の分野において、国、都道府県及び民間の研究勢力を結集し、生産現場に直結した新技術の開発を強力に推進することが喫緊の課題となつていくことにかんがみ、生物系特定産業技術研究推進機構（以下「機構」という。）に、緊急かつ計画的に行う必要のある農業に関する技術の研究開発の業務を行わせることにより、民間の研究開発能力を活用するための特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農林水産大臣は、機構に行わせる研究開発等の業務の計画的かつ効率的な実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表することとする。

2 機構の業務として、民間の研究開発能力を

活用することによってその効果的な実施を期待できる農業に関する技術の研究開発を行うこと等を追加すること。

3 機構は、農林水産大臣の認可を受けて定める基準に従って、研究開発業務の一部を民間に委託することができることとする。

4 機構は、研究開発業務に関し、農林水産省の試験研究機関又は都道府県に対して、助言・協力を求めることができることとする。

5 この法律は、公布の日から施行し、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、農業に関する技術の研究開発を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成六年度一般会計補正予算（農林水産省所管）に、生物系特定産業技術研究推進機構出資金として五十億円が計上されている。

平成七年二月七日

農林水産委員長 中西 續介
衆議院議長 土井たか子殿

平成七年二月七日 衆議院会議録第四号

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案及び同報告書

〔別紙〕

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、農業の現場に直結する革新的な研究開発の促進に遺憾なきを期すべきである。

記

一 基本方針の策定及び研究開発課題の設定に当たっては、農業者、農業団体等現場のニーズ及び意見を的確に反映し、関連業界、学識経験者等幅広い分野の専門知識を十分に活用すること。

二 研究開発の成果の現場への迅速な普及が図られるよう、協同農業普及事業、農業構造改善事業等の各種施策において積極的に対応すること。

三 本法は、平成十二年三月三十一日までに廃止するものとなっているが、そのことにより研究開発及びその成果の普及に支障をきたすことのないよう十分に配慮すること。

右決議する。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月三日

内閣総理大臣 村山 富市

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中、第二節 農地保有合理化法人第七條―

第十一條を「第二節 農地保有合理化法人（第七條第三節 農地保有合理化支援法人（第七條第十一條）を「第二節 農地保有合理化支援法人（第七條第十一條）に改める。

（第十一條の二）第十一條の八」に、「第三十七條」を「第三十八條」に改める。

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 農地保有合理化支援法人

（指定）

第十一條の二 農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的として設立された民法第三十四條の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「農地保有合理化支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 農地保有合理化支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）
第十一條の三 農地保有合理化支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業（以下「農地保有合理化事業等」という。）の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を保証すること。

二 農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

三 農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のための助成を行うこと。

四 農地保有合理化事業に関する啓発普及を行うこと。

五 農地保有合理化事業に関する調査研究を行い、及び農地保有合理化事業に従事する者の研修を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十一條の四 農地保有合理化支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融

業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融

官 報 (号 外)

機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(業務規程の認可)

第十一条の五 農地保有合理化支援法人は、第十一条の三第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(事業計画等)

第十一条の六 農地保有合理化支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農地保有合理化支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業

報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十一条の七 農地保有合理化支援法人は、債務保証業務を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(準用)

第十一条の八 第九条、第十条第一項及び第十一条の規定は、農地保有合理化支援法人について準用する。この場合において、第九条、第十条第一項及び第十一条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九条及び第十条第一項中「農地保有合理化事業」とあるのは「第十一条の三に規定する業務」と、第十一条中「承認とあるのは「指定」と、同条第一項中「第七条第一項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「第五条第二項第四号ロ又は第六条第三項に規定する法人でなくなつたとき」とあるのは「第十一条の三に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき」と、同条第二項中「公告」とあるのは「公示」と読み替へるものとする。

第十三条第一項中「旨の申出」の下に「又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の申出」を加え、「その」を「それら」に改め、「勘案して」の下に「認定農業者に対し

て利用権の設定等が行われるよう」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 承認市町村の農業委員会は、前条第一項の農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第二項の規定による当該農用地についての農地保有合理化法人を含めた調整において認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地保有合理化法人による買入れが特に必要であると認めるときは、承認市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

2 承認市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地保有合理化法人が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、前条第一項の申出があつた日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。

4 第二項の規定による通知を受けた農用地の所

有者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。

5 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地保有合理化法人以外の者に譲り渡してはならない。

6 第二項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買入れた農地保有合理化法人は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者に売り渡し、又は貸し付けるものとする。

(過料)

第三十八条 第十三条の二第五項の規定に違反して、同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地の利用の集積の促進を図るため、農地保有合理化法

人に対する支援の強化、農地保有合理化法人による農用地の買入協議制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、農地保有合理化事業の積極的な推進が可能となるよう、農地保有合理化法人に対する支援の強化を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に農用地の利用を集積するため、農地保有合理化法人による農用地の買入協議制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 農地保有合理化法人に対する支援の強化

(一) 農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的として設立された公益法人であつて、(二)の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、農地保有合理化支援法人として指定することができるものとする。

(二) 農地保有合理化支援法人は、農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業等の実施のために必要な資金についての債務保

証、農地保有合理化法人の財務基盤強化のための助成等の業務を行うものとする。

(三) 農地保有合理化支援法人の監督に関し、所要の規定を整備すること。

2 農地保有合理化法人による買入協議制度の創設

(一) 農用地の所有者から農業委員会に対し当該農用地についての売渡しの申し出があつた場合、市町村長が特に必要であると認めるときは、農地保有合理化法人による買入協議を行うことができるものとする。

(二) 買入協議期間中は、当該農用地についての譲渡を制限する等の規定を整備すること。

3 その他

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地の利用の集積を促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成七年度農業経営基盤強化措置特別会計予

算（農林水産省所管）に、農地保有合理化法人機能強化事業費として二十五億円が、農地保有合理化法人債務保証事業費として四億二千万円が計上されている。

右報告する。

平成七年二月七日

農林水産委員長 中西 績介

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、農地流動化の促進に遺憾なきを期すべきである。

記

一 効率的かつ安定的な農業経営を速やかに育成するため、本法に基づく農業経営改善計画の認定が円滑かつ着実に行われるよう、市町村等に対する適切な助言、指導を行うこと。

二 農地保有合理化法人の財務基盤を強化するための助成に当たっては、当該法人による農地の中間保有・再配分機能が十分發揮されるよう指導すること。

三 農地保有合理化法人による買入協議制については、関係機関等との連携のもと望ましい担い手に対する効果的な農地利用の集積に資するよう、地域の実情に応じた必要な助言、指導を行うこと。

右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目一番四号
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 四二円
送料	(税二円を含む)